

第六十八回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第十号

昭和四十七年四月十一日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 田中 武夫君

理事 始國 伊平君

理事 林 義郎君

理事 岡本 富夫君

理事 伊東 正義君

久保田 円次君

浜田 幸一君

古寺 宏君

出席政府委員

総理府総務副長

官公署審査委員会委員長

中央公害審査委員会委員長

防衛政務次官

環境政務次官

環境庁企画調整局長

環境庁自然保護局長

環境庁大気保全局長

環境庁水質保全局長

通商産業省公害保安局長

運輸省航空局長

海上保安庁次長

須賀貞之助君

内村 行信君

久良知章悟君

岡安 誠君

山形 操六君

同日 合沢 栄君

同日 舟尾木 一君

長坂 強君

野呂 恭一君

川村 隆章君

砂田 重民君

四月七日

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第十号

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長

環境庁自然保護課長

局鳥獣保護課長

環境庁水質保全局企画課長

厚生省業務局参考官

農林省農政局参考官

川田 則雄君

事官

農林省農地局管

理部長

林野庁指導部長

水産庁調査研究部長

松形 祐堯君

地政部宅地開発課長

川上 幸郎君

建設省計画局技

術参考官

竹内 良夫君

建設省建設人

北原 正一君

四月十一日

辞任

補欠選任

三木 喜夫君

阿部未喜男君

新井 彰之君

吉田 賢一君

古寺 宏君

小宮 武喜君

同日 小宮 武喜君

合沢 栄君

同外三件(山手満男君紹介)(第二二二一三号)
 同(小比木彦三郎君紹介)(第二三三五〇号)
 同外二十三件(島村一郎君紹介)(第二二三五一号)
 同(中島源太郎君紹介)(第二二三五二号)
 同(菅波茂君紹介)(第二四〇九号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案(内閣提出第八〇号)

公害等調整委員会設置法案(内閣提出第六五号)

○公害対策並びに環境保全に関する件(土壤汚染及び水質汚濁対策等)

○田中委員長 これより会議を開きます。
 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。
 正一君の出頭を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田中委員長 内閣提出の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案を議題とし、審査を進めます。
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

明の中では、環境の保全をしなくてはならない。それでなければせつからくそういうふうな鳥類を保護しても何もならない。その環境は、日本は世界一よこれている。この環境の整備が先ではないか、こういうような質問をした。その答弁は私としてはまだ十分納得し得ないままに終わっておるわけであります。

それで最近の報道によりますと、環境庁でもそういうような点を考慮して、PPM排出量だけで規制は困難であるから、いわゆる総量主義に徹してそれを規制しようとする動きがあるのかのように報道されているのであります。これはかねがねの主張であり、現在の環境を整備するためには、この環境容量の総量の策定を始めるということは大事だと思っておるわけですが、ひとつこれまでいま環境庁としては、どういうような点を考えてこれに着手されていなさるのか、まずこの見解を先にお述べ願いたいと思っています。

○小澤(太)政府委員 お説のとおり、総量を計算に入れるということが必要であるということは当然でございまして、現在の環境基準、さらに排出基準におきましても、そのことをすでにある程度考慮に入れております。したがいまして、場所によりましては県知事が排出基準に上乗せをするというような方法によって、総量の問題についてある程度の考慮を払つておるわけでございます。もちろんこれをもう少し強く総量ということを要件に入れなければならぬといふようなことなどございますし、自然の純化能力をどの程度に見るかといふいわゆる環境許容の限度というものをよく把握するということから、これに対応するところの環境基準なり、排出基準を設けていくといふようなことも必要でございます。そういう観点から、現在中公審に対しましてこの点についての諮問を

いたしておるような次第でございます。

しかし、これは世界どの国でもやつておらない新しいことでござりますし、なかなかむずかしい問題ではございます。しかし、これを決定することによって公害防止の問題、さらに環境保全の問題が大きなコースをはつきりつかみ得る、こういふような観点から、せつかくいま努力をいたしておるような次第でございます。

○島本委員 では、その努力は、中央公害審議会に諮問している段階だと思うのでありますけれども、どのような手法を使い、どのような地域を考え、どのような方法によってこれをやらんとしておるのでですか。事務当局のほうからその解説をお願いいたします。

○田中委員長 ちょっと速記をとめて。

○田中委員長 速記を起こしてください。

○田中委員長 速記を起こしてください。

○小澤政務次官

まことに申しわけございませんが、担当の局長が来ておりません。おりませんが、担当の局長が来ておりません。おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 水にしろ、大気にしろ、規制の方法を、濃度規制じゃなしに量規制を持つていくといふことがベターであるということは、私たちも十分承知いたしております。ただ、たとえば水を申し上げますと、水量を測定しなければならぬといふことに伴う技術的な問題、それからその場合の濃度がどういうふうに変化するかということも連続測定しなければならぬといふことからきまつ限界、こういう点が技術的にあるわけでございまして、これらを解明しました上で法律上の規制をできるだけそういうような量規制の対象に持つていくように努力したい、こう考へておるわけで

ございます。

大気につきましては、硫黄酸化物は一部量規制の考え方に入っているわけでございますが、全般的に、規制方式についてさらに量規制の考え方で前に進したものを持っていく、こういうことで現在内部で検討いたしております。その前提としまして、環境容量の問題、これは長期ビジョンの中におりますが、この環境容量を見合った規制が実現できるよう量規制の方向に双方持つていきたい、そう思つております。

○島本委員 それは官房長あたりはちゃんと知つておきますが、この環境容量を見合った規制は、きょうの新聞に出でる段階の質問ですよ。これは知らないなんということでは困る。では、志布志湾、むつ小川原それから東京湾、こういうところの硫酸ガス、瀬戸内海のBOD、そのほかよそのものを対象にしてその総量を考える、こういうことじやないのですか。きょうそういうように報道されているのだけれども、この報道はどうなっていますか。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適当じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

○城戸政府委員 私、具体的な事例について御答弁するのは適當じゃないと思いますが、一般的にその地域地域の環境の容量に見合った総量を設定しまお尋ねのこととお答え申し上げる段階ではございませんが、おおよその概略でよろしければ官房長からお答えをしていただきたいと思います。

いうようなものを中心にして浄化能力が行なえるかどうか、その範囲の工業開発を考えるのだといふことで、これはいい案ではありませんか。こういうのを皆さんのはうで考えているというのでしょうか。そしてまた、東京湾、むつ小川原、それから志布志湾、こういう方面も二、三年かけてこられる環境の浄化をはかるのだ、こういうような計画なんじゃないですか。一体、この計画はどこで立てているのですか。

○小澤(太)政府委員 環境容量の問題はお説のとおりの考え方であります。それをはつきりつかむだけつかんで規制をやっていく、そういう考え方で進めておるような次第でございまして、これはけつこうな案だと思います。

○島本委員 それはまことにけつこうだ、だから、まことにけつこうだけれども、いまのこの範囲は、むつ小川原を除くほか――むつ小川原も幾ぶん入っておりますけれども、ほとんど、よこれでどうにもならないところを対象にしておる。いまよこれつあるところ、また、よこしてはならないところ、これがやはりこれる可能性があるところが入っておらないのです。なぜなければ、これでいいというはずはないから、ここで考えておいてもらいたいからこれを言うのです。

○小澤(太)政府委員 先生おっしゃるそれは何に出ておったのか、私、つまびらかにいたしておりますが、そういうふうに考えておるわけでございませんが、私どもの考えております環境容量の問題は、現におかされておるところに限らず、日本列島全体を含んで、これから可能性のあるところももちろんございますが、そういうふうな検討をしたい、こう考へておるわけであります。

○島本委員 まことにそれでいいのでありますけれども、もしさうであるならば、いま関西のほうにまいりまして兵庫、大阪、京都それから滋賀県を含んで大きい問題になつてるのは琵琶湖利用計画なんです。あの水を利用するためには水位を

上げます。あの水を利用するために水位を上げます。そうすると京葉工業地帯まで当然入るのです。そろする京葉工業地帯まで当然入るのです。そろする

べきは、琵琶湖の現状、それから将来の利用計画、その総量の規制をこれからすると言うから、琵琶湖周辺の総量の規制を考えているのか、実施しているのか、これを聞いていますよ。総量は幾らといふ數値が出ておりますか。

○河野説明員 環境基準の設定にあたりましては、琵琶湖の現状、それから将来の利用計画、その総量の規制をこれからすると言うから、琵琶湖周辺の総量の規制を考えているのか、実施しているのか、これを聞いていますよ。総量は幾らといふ數値が出ておりますか。

○島本委員 まことにそれでいいのでありますけれども、もしさうであるならば、いま関西のほうにまいりまして兵庫、大阪、京都それから滋賀県をカットするための排出規制を強化しよう、こういった基礎資料をもとにいたしまして環境基準を

設定し、またそれを達成するためには、汚濁負荷量をカットするための排出規制を強化しよう、こういった考え方でございます。

○島本委員 それはもう県庁のほうへ提出しておりますか。

○河野説明員 環境基準を設定する前の作業の段階におきましてそういう計数を検討いたしま

当然なるだらうといふことがこれによつて行なわれるのだ、これはもう学者全部あげて反対しておる、それから滋賀県のそういううな人たちも反対しておる。しかし京都はそれに対しても同様な意見を出しているけれどもはつきりしない。環境の保全といふ見地からすると、こういうような問題をそのままにしておいたならば、これは環境破壊の促進になるのです。ですから、ほんとうに考

えられるならば、その中に水質汚濁の問題を含め、大気汚染の問題を含め、環境の保全といふ問題で琵琶湖周辺をなぜ考えなかつたのか、また、今後考

えられる意思があるのか、このことを私、伺つておきたいのです。

○河野説明員 琵琶湖の環境基準につきましては、先般閣議了解のもとに環境基準を設定いたしまして公布いたしたわけでございます。この環境基準を達成、維持するために、これに流入する水域についての排出規制の強化、あるいは下水道の整備その他の施策を講じまして、環境基準を達成、維持しよう、こういうふうに考えておるわけ

です。

○河野説明員 琵琶湖の環境基準につきましては、先般閣議了解のもとに環境基準を設定いたしまして公布いたしたわけでございます。この環境

基準を達成、維持するために、これに流入する水

域についての排出規制の強化、あるいは下水道の整備その他の施策を講じまして、環境基準を達成、維持しよう、こういうふうに考えておるわけ

でございます。

○島本委員 それは環境総容量を含めての排出基準ですか。私がいま聞いているのは、環境排出総量の規制をこれからすると言うから、琵琶湖周辺の総量の規制を考えているのか、実施しているのか、これを聞いていますよ。総量は幾らといふ數値が出ておりますか。

○河野説明員 環境基準の設定にあたりましては、琵琶湖の現状、それから将来の利用計画、その総量の規制をこれからすると言うから、琵琶湖周辺の総量の規制を考えているのか、実施しているのか、これを聞いていますよ。総量は幾らといふ數値が出ておりますか。

○島本委員 まことにそれでいいのでありますけれども、もしさうであるならば、いま関西のほうにまいりまして兵庫、大阪、京都それから滋賀県をカットするための排出規制を強化しよう、こう

いった考え方でございます。

○島本委員 それはもう県庁のほうへ提出しておりますか。

○河野説明員 環境基準を設定する前の作業の段階におきましてそういう計数を検討いたしま

して、環境基準を設定するわけでもございまして、今後それに見合った排水規制の強化あるいは下水道計画、こういった施策を講じてまいるわけでございまして、逐次関係県あるいは建設省と緊密な連絡をとつてそういうた施策を進めてまいる考え方でござります。

○島本委員 もうすでに琵琶湖総合開発特別措置法案といふような法律が出てゐるのです。この法律によると、いまの環境の保持は完全にできます

○河野説明員 比叡湖の総合開発計画の中におきまして、琵琶湖の水質の環境保全を十分にいたしまして、今後の対策の中で緊密な連絡をとりながら進めてまいりたい、かように考えております。

うようなことばは、あなたはわからぬかもしらぬけれども、ここでは何回、何百回、私ども聞いておるのです。そういうことばが出て出て、だんだん環境が悪化してきているのです。ですから、あなたのそういうようなことばは、義務的に官僚的に言ってもこの委員会では通らないのです。もう少しこの点は気をつけられるようにお願いします。

いしておきたいのです。その考へているというところはわかつた。じゃほんとうに琵琶湖総合開発特別措置法案、この内容にあることを実施して、環境はもう十分に保全されると断言できますか。これはもう大事ですから、はつきりとしておいてください。

それから水質、これははつきり瀬田のシジミがあらわれてきているというのです。もうすでにとれなくなつてきている。これは多量にとつたのが原因だけれども、もともと清流を好む貝ですから、ほとんどとれなくなつてきている。

それから底質の変化、これも著しいのです。あの下のほうには銅、鉛、亜鉛、カドミウム、あらゆる物質で北のほうの底まで汚染されているのです。あの辺は旧土倉鉱山があつたりして、それから

られたのでいたのを今まで全部のほうにためてある。こういふよな状態で、底質は南湖、北湖にかかわらず、全部よどれているといふのです。その水位を今度一・五メートル、開発によって下げたならば全部よこれて、この水を京都や大阪あるいは兵庫のほうへ出してやるにしても、きたい水をやるよりしかたがない。琵琶湖のものは死んでしまうのだ、こういうことを滋賀大学で専門に調べて訴え、滋賀県でいま一大住民運動を起こしている最中じやありませんか。環境庁のほうでこれをやつたならば、ほんとうにこれはだいじょうぶなんだといふはつきりした確信があるならば、これを実施する前にこの場所へ呼んでもらって、その人たちの意見を参考に聞く必要がある。これをやらないと環境破壊戦になってしまふ。こういうような重大な段階ですから、これはもう一回考ふる必要があるのでないかと思いますが、これはどうですか、専門家。(まあ政治的な答弁ばかりされでは氣の毒ですから、この辺、事務的にこれをお推進しようとした人、いま私どもが行つて調査したことに対する反駁だけの根拠がはつきりありますか。

○河野説明員 いま御指摘の、温度による琵琶湖の汚染のメカニズム、その他いろいろ底質の変化、そういった問題につきましては、今後十分検討を重ね、研究を重ねまして、必要により排出規制等の見直し、あるいは下水道計画につきましても、建設省と緊密な連絡をとりまして対処をしてまいりたい、かようく考えております。

考え方……それだから私は言つたのです。琵琶湖の絶対量を規制して、いま水がだんだん悪くなつていますから、それ以上悪くしないようにして、あるいは下水道を入れる、ふん尿だつてたれ流しでしょう、あそこへ。そういうよくなつた状態なんですよ。あたりに工場地帯があつて、そこでは日本一のあの高いP.C.B.の数値が発見された。土壤の中には三万数千P.P.M.じゃありませんか、だいぶ掘つても一万P.P.M.じゃありませんか。そういうよくなつのをはつて、その中に鳥が来るとかいつたつてだめで、鳥が来る場所、もうすでに水でも空でも環境が破壊されるよくなつた状態にあるじゃありませんか、もうされているじゃありませんか。これが京都を含めて大阪、神戸地方の飲み水でしょう。そなりますと、これはとんでもないことになるから絶対量を規制しなければならないんだ。そのほかに浄化させるようにならなければならぬんだ、これ以上進めることは、死の湖になるんだ、これはデータによつてはつきり出ていますよ。これを知らないわけはないと思ふ。これを実施する前にもう一回十分考えて、公聴会なりを催して、それによつて十分意見を聞いた上でやるべきだと思います。これから考えてやるなんて言つてゐる前に法案が提出じやありませんか。これは重要なことです。これをやつたならば皆さんの資料が環境破壊の資料になつてしまふのです。これはちよつと許せません。責任者の答弁を求めます。

いうようなことの推定もいたしまして、したがつて、そこにはえておりますところのヨシ、アシの問題なども十分に検討いたした上で、ただいま申しましたようなことをやつておるわけではございません。しかしながら、この規制が十分に守られるかどうか、そしてそれが十分に監視、測定できるかどうかといふことが今後の問題でござりますから、この点については厳重にそのことが実行できることでありますように監視、監督をいたします。同時に現在の規制が不十分であればさらに上乗せをしてこれを実行なら、少なくともAAとAは確保する。さらにも南湖をAからAAに持っていく、こういうようなことをやるということを前提といたしておるわけでございますから御了承いただきたいと思います。

大学の調査でこれがはつきり出されているのです。それだけじゃないのです。今度、五百メートルぐらいも道路から水边までちゃんと距離をとつて掘らないと、ヨシ、アシのはえた三角州的ないうような部分が育たなくなる。これが育たなければ浄化作用ができないから、したがつて一体の琵琶湖は汚染されるのだ。いまの計画は、湖畔をそのまま通るのですよ。ですから、それをやつちや一べんにつぶれます。もう泣きの涙で訴えているのです。ところが環境庁は、環境を規制するなんと言ひながら——あそこは下水道もないじやありませんか、そして二万単位の人口の終末処理だけあって——これは屎尿ですけれども、あとは、あただけの觀光施設を持っていながら、全部琵琶湖にそのまま流しているじゃありませんか。これがいわゆる過度のプランクトンの発生になり、瀬戸内海の赤潮のような現象を起こして、これがまた拍車をかけているんだ。こういふよくなないことですよ。そういうよくなき、現状を悪くするしないで浄化せいといふのが至上命令であるのに、これをやっているから開発は進めても差しつかえない、こういう環境庁の考え方方はもう古過ぎるし、それをもつて計画を進めたならば、これは瀕死の鳥を保護するどころの問題じやありませんよ、人間の環境を破壊してしまいますよ。

もう一回、この点に対しても十分関心をもつて、こういふようなことがあるかなしか、これを考えて、環境保全のために重大な差しきわりのある場合には、それを十分考えた上で実施を待たせなければならぬ、そういうふうに思いますが、この点についてのはつきりした見解を承つておきませんが、そういう点を十分に、私どものほうまでお聞きたいとしております。そういう問題についてこれから——これからといふとまたしかられるかもしませんが、そういう点を十分に、私どものほうまでお聞きたいと存じます。

の環境保全の立場から介入してまいりたいと思います。滋賀県知事とそれから京都府知事その他との関係協議の中で、滋賀県知事は非常に強い主張をしておられました。それがいろいろな関係で合理的な処置をすることについて、知事もこれに了承を与えておるような状況でございまして、周遊道路の問題は、私つまびらかにいたしておりませんけれども、これは多少それを変更させるということになると聞いております。これはなおよく確かめまして、これが生物の生態に影響があるということになりますならば、私のほうの所管いたしまして十分に注意をいたし、さらに監視をいたしたい、こう考えております。

○島本委員 そのほかに、この計画の中には、はつきり水道計画もまた新たに載っているのです。工業用水道計画も載っているのです。それから湖岸緑地帯としての造成も載っているのです。それから今度は園遊基地として琵琶湖の中にいろいろな施設をつくるのも載っているのです。それから周遊道路はもろん載つておりますけれども……。こういうより見たところ、名前はいいけれども、実際やつてみたならば工業開発の一つの基礎になるような要件ばかり載つているのです。もしそうだとすると、現状もまだ浄化しないでおいて、日本コンデンサンなんかどうするのですか、P C B 、よくあれをあのままにしてしまで放置しておいたものである。通産省の指導もざることはながら、環境保全のためにあの地区は A の指定を受けているところならば、もつともっと考えおかなければならなかつたはずである。その点、住民運動によつて指摘されてようやくあわせてその対策に乗り出す、こういうようなことがあります。この計画の内容を見ても、せつかく県知事並びに京都府知事あたりも、こういうような計画に対して、それは重大な問題をはらむから内々に検討したい意があるようです。ですから、せつかく環境保全のために A A の指定さえも受けているところですから、そういうようなところ

は黙つてしていることによつて汚染されている事実もあるのですから、もつと学術的に考えて、眞の意味の A-A をここに現出させるようにななければなりません。そのためにはこの計画をもう一度再検討する必要がある。また、検討した上で実施だめとなる必要がある。ところは全部チエックしてやめさせるような英斷も必要だ。そうでないと、これはとんでもないことになると思いますので、きょうこれだけ言つておいて、なお私として委員長を通じて、こういうような重大な環境破壊に対する問題が国の開発計画の基準に乗つてやるとすれば、学術的にどうなるのか、その周囲の事態がどうなるのか、一応関係者の意見を聞くこともやってみる必要があるものだ、こういうふうに思いますので、あえてこの点を提案として喚起しておきたい。こういふように思うわけであります。大事な問題が、時間がなくなつてしまつたので弱つてしまつたのですが……。

まはこれでやめておきます。やめたから終わったのじやありません。あとでもう一度発言の機会をお願いして、これで終わります。

○田中委員長 それでは、次に、岡本富夫君。

○岡本委員 特殊鳥類の護送等の規制に関する法律案について、この法案では特殊鳥類の護送並びに輸出入等のみに限って規制しておりますが、こういった特殊鳥類を特別に保護し、またその絶滅を防止するための措置あるいはまた組織あるいは予算、いろいろととはどうなつておるのか、ひとつこれを聞きたいと思います。

○首尾木政府委員 まず予算關係でござりますが、特殊鳥類の保護のためにこのたびの条約を締結いたしまして、その条約の締結に関しまして、干がたの鳥類の保護対策としまして新たに二百十九万二千円、これは全国の干がたが渡り鳥等の保護のために重要でございますので、このために干がた十カ所を調査をするということが、本年度とりあえずの経費として計上されておるわけでございます。

それからさらに特定鳥類等保護対策費といなしまして、絶滅のおそれのある特定の鳥類等特定の島嶼の鳥類の実態を把握するために、本年度におきまして調査をいたしまして、この対策を確立することを考えております。これを新たに千五百四万六千円の予算を計上いたしております。

その他鳥類の保護の対策としまして、基本的な調査費でありますとか、あるいは本年度におきましては、特に鳥類保護のために新しく野鳥の森の整備費でありますとか、そういうような経費を組みまして、前年度まで約千六百万程度の金額であります。もちろんこれで私ども十分と考えておるわけではございませんで、今後鳥の保護費を要求しても大幅に予算の増額を要求してまいりたいと

それから組織でございますが、これは鳥の組織につきましては、従前御案内のように、環境庁の発足までは林野庁におきまして課まではまだなつておりますでしたが、新たに鳥獣保護課といふものを自然保護局の中に設けまして、そこで全国的に鳥の保護の問題について積極的に活動いたしましたことを考えておるわけでございます。ただし、この組織が現在の段階において十分でないということを申上げておる最中でございます。

○岡本委員 これはいいかげんな予算要求ですね。実態に即していな。たとえば北海道あるいは九州あるいはこの京浜地帯、そういうことに比べまして、こういうような鳥類の保護に関する行政組織というのには十分でないと自覚いたしますので、今後これにつきましては拡充強化をはかつてまいりたいと考えております。

○岡本委員 非常にお寒い対策ですね。それを言つてもしかたがありませんが、これから調査するところの干がたの保護費がわざかに二百十九万円、二百五十万とおつやつたですが、十カ所とすると一カ所が二十五万となりますが、この十カ所はどこどこですか。

○首尾木政府委員 調査地點につきましてはただいま検討中でございまして、まだきめておりません。

○岡本委員 あなたのほうで予算要求したり、あ

るいはまたこの十カ所、一カ所二十五万ですか、

そういうた根拠をつくるためには、やはりその実

態に即した要求をしておると思うのです。ただ、

ばく然と十カ所をどの辺にしようか、予算要求し

て、二十五万入ればどこかやろうかと、そんなな

やふやな考え方でやつたんではないと私は思う。

そうであつたらこれはたいへんなことだと思うん

ですが……、まず一つは、全国でどのくらいの干

がたの調査をしなければならぬのか、それからま

た、本年はそのうちの十カ所、大体その方向とい

うのはどこどこといふものはきめてなけれ

ば、この予算要求の根拠が出てこないじやないで

すか。そんないかげんなことでこの法律案通りわけないです。

○首尾木政府委員 二カ年間でおよそ二十カ所の干がたにつきまして調査を予定をいたしております

して、本年度とりあえず十カ所について調査といふことでございますが、たゞいま関係の専門家の方々にお集まりをいたしまして、本年度の調査地点をどこにきめるかということについて御相談を申し上げておる最中でございます。

○岡本委員 これはいいかげんな予算要求ですね。実態に即していな。たとえば北海道あるいは九州あるいはこの京浜地帯、そういうことに比べまして、こういうような鳥類の保護に関する行政組織というのには十分でないと自覚いたしますので、今後これにつきましては拡充強化をはかつてまいりたいと考えております。

○首尾木政府委員 予算を要求いたしました段階で資料は私どもつくつて要求をいたしておるわけ

でございまして、ただいまその二十カ所の地点につきまして手元に持ち合わせておりますので、後ほどその個所につきましては御報告を申し上げます。

○岡本委員 大事なこの法案を審議するときに、手元にないということは話にならぬ。これはあとで報告をしてください。

そこで、この特殊鳥類の生息する干がたはあるいは湿地、こういうものを保存するための現在の各省間の連携、おそらく建設省あるいはまた運輸省、そういうたところのいろいろ連携があると思ふんですが、この連携はどういうようにやっておるのか、また今後の計画についてひとつお聞きしたいと思います。まず運輸省と、それから建設省からそれについて。

○竹内説明員 経済成長が非常に強くなりま

と、どうしても貨物の動きとかあるいは都市の發

展が海のほうへ延びてしまつて、運輸省とい

たしましては、港をつくるときに、島のすぐ場所

おきましては、港をつくるときに、島のすぐ場所

もつくりたいといふ方のものとに、約二

十万平方メートルの島のすぐ公園といいますか、

そのような干がたを残しまして、これには約二十億円の金を投入して島の生息地を残していく

といふような形のもとに港湾の計画を進めていきたい。まあ具体的な例といたしましては千葉の問

題であるとかあるいは大阪の問題、そのほかにも

宮城県等にもいろいろな問題がござりますけれども、何とかしてこの干がたと開発の調和をはかつて、港湾管理者を指導したり実際に予算をつけていくよろんな段取りで進めております。

○岡本委員 建設省はどうですか、宅地開発あるいはまた港湾、港湾といふより埋め立てをやりますね、こういう問題についてどういう考え方でおるが。

○川上 説明員　ただいま運輸省のほうからお答えいたしましたように、建設省におきましても、宅地開発の部門はもちろんでございますが、鳥類の保護等につきましては環境庁と十分御相談の上処理いたしております次第でございます。御存じのとおり宅地開発の問題につきましても非常に緊要な問題でございますが、宅地開発と鳥類の保護との調和の問題、これは非常にむずかしい問題であります。しかしながら、自然環境を保護しながら宅地開発を推進することは言うまでもないこととございまして、これらについては十分意を払っておるところでございます。

○岡本委員　それで、ちょっと具体的に聞きたい

○仁賀説明員　いまのは伊勢湾のお話かと存じますが、具体的に各個所についてまだ私ども調査いたしておりません。なお愛知県のほうでは、鳥獣の保護、特に鳥の保護ということにつきまして、緑地を残す、あるいは野鳥公園を残すというふうな計画をもって検討しておられるという連絡を受けおりまして、いずれ私どもいろいろ検討してみたいといふように考えております。

○岡本委員　一月二十三日に日本鳥類保護連盟からのお話で、地元と三重原で話し合ひが行なわれてゐるわけですね。

〔八田委員長代理退席、委員長着席〕

事と関連してそういういろいろな話を話し合ひが非常に行なわれておるのであるが、環境庁が全然、しかもあなたのほうは鳥類保護課でしょ、そういうことをやはりよく検討しなければ、何も聞いていませんとか、話し合いをしておらぬいですといふことでは、私はほんとうの鳥類の保護ができるんだろうか、環境庁のほんとうの仕事ができるんだろうか、この点がますます疑われるわけですが、これについて何か聞いておりますか。また介入していろいろな話を——進んで入って、そうして実態を明らかにあなたの方で把握していかなければ、伊勢湾の埋め立て工事にしましても、環境庁がいろいろの調整あるいはまた意見をはつきり言うことができないのではないか。ということは、結局鳥類の保護はできないということになるんじゃないかと私は思うのですが、この点についていかがですか。

○仁賀説明員 いまのお話、三重県当局と地元との話が進んでおるというふうなお話でございましたが、私どものほうにはまだ連絡が参つております。なお、私どもこましましては、早急にいまのお話を県のほうに連絡をとりまして、私どもの協力し得るところがあるならば積極的に協力をまいりたいと考えております。

○岡本委員 政務次官、いまお聞きのように、全国至るところにこういった埋め立て工事あるいは開発、こういうものが行なわれていくんですね。それについてやはり環境庁としてもその実態といふものをよく把握をして、そうして調整をしていかなければ、あるいは、それはいけない、こうだということをやつていかなければ、私はほんとうの鳥類の保護はできないんではないか。いまお聞きました——これは相当やかましく現地のほうでは言つておるわけですね。ところがそれに対して、まだ聞いてない、これではたして鳥類の保護ができるんだろうか、自然保護ができるんだろうか、こう疑わざるを得ないのであるが、この点どうでしよう。

た、だいまお話しのような自然環境保全の問題、特に鳥獣の問題等を中心に纏め込むことは当然だと思いますが、一つの行政としましては、先ほど御質問がありましたように、たとえば埋め立てをやるという場合には、公有水面の埋め立ては、法律によつて運輸大臣の許可を要する。その際に、環境庁長官に運輸大臣から協議を求めてこられる。その際に環境庁としては意見を述べる、こういうふうになつて、あるいは都市計画等におきましては、建設大臣からの協議があり環境庁長官が意見を申し上げる、こういうことによりまして、縮めくくりにおきましては、きつちりこれがやれやれのようなたまえになつております。ただ、その段階で縮めるといふよりも、計画の段階で閣与していくといふことが必要であるといふことは、これは行政の中の運用の問題として、そうすることが必要だと思いまして、十分にその点については連絡をとつてまいりたい、こう考へておる次第でござります。

ごとく特に鳥類の特別保護地域の指定を環境庁がいたします。その際に、やはり関係省庁との連絡を十分とりまして、これを保存し、あるいは場合によっては新しく人工をもつて造成していく、という位置も関係省庁と連絡を十分とりながら環境保全のたてまえから環境庁の行政を進めていく、こういうことにいたしておるような次第でございます。

○岡本委員 ちゃんと計画がきまつてしまつてから建設省やあるいは運輸省のほうから話があつて、それからそれを検討してといふようなことでは、大体計画がきまつてしまつと、いままでそれがほとんど実行されてしまつておる。あとは、何というか、地元の反対、そういうものがあつて、初めてストップされたという場合もあるわけですが、それ以外にはほとんどもう計画のとおりになってしまふ。そういうことを考えますと、やはり私はもう少し、一歩進んで、環境庁がせつなかつて

できたのですから、やはり手足も少ないでしようけれども、全国の実態調査、これはことしから三ヵ年という計画でやるといふよくなことも出ておりますけれども、またこの調査を進める人も非常に少ないのではないか。ただ県から聞いてみると、だけといふよくな非常におそまつのようにも考えられるのですが、国土全体の自然保護について、また特にいま論議しておりますところの鳥類の保護については、先々に手足を打つてそれをとめていかなければならぬのではないか。こういうことをしなければ、自然保護だって、結局各省からつつかれているのか、すいぶんおくれておる。これは環境庁が自信を持つて全国の実態を握つて、それはどうだ、ああだと、計画を立てる以前においていろいろな意見を言って、そらしてその計画を変えさせていくとか、あるいはまたそのアドバイスをするというような状態でなければ、ほんとうの環境保護はできないのではないか。こういうふうにも考へるのですが、いま一歩前進したやり方はできないものだらうか、それをひとつ政治的御配慮をお願いしたいと思います。

環境庁は手足がないのじやなしに、市町村、府県

が私どもの手足といつては失礼でござりますけれども、第一線機関としての任務を果たしておるわけでもありますから、その間の連絡が不十分ではござらに十分に注意をいたしまりたい、これがさらにおきに十分に注意をいたしまりたい、これらはさしだくない、こう考えておる次第でござります。

○岡本委員 確かにあなたのおしゃつたよろこびが起つてから、早くキヤツチをする。いきなりがしてそれを自然保護をしていくといまいの答弁であります。したから、それを了としておきます。

そこで、もう一つ干がたについてお聞きしておきたいことは、阪神間で唯一の渡り鳥の渡来地であるところの西宮の浜甲子園の海岸線、これの埋め立てについて計画が進んでおるのですけれども、兵庫県としても、これはアメリカあるいはソ連、そういうたどころから来るところの鳥がここで生息するわけですから、これに對して鳥のステーションの候補地として考えておるわけですが、環境庁にも協力を求めたいというようなことをいつておるわけですが、どういう協力をなさるのですが、こういう場合は。

○仁賀説明員 いまステーションといふことでござります。渡り鳥の標識調査のこととかと存じます。渡り鳥の標識調査のステーションにつきましては、全国で本年度一級ステーションを三カ所、二級ステーションを十五カ所設置したいといふことで現在考案しております。これは先ほど先生、協力というお話をございましたが、一応私どもいたしましては、建設は国費でやりたいといふふうに考えております。なお運営等につきましては、いろいろと関係地元の県の御協力をいただきたいというふうに私どもは考えておる次第でござります。

三
七

○岡本委員 そこで、今度鳥獣保護区を単に指定するだけではなく、移り変わる環境に対応した、鳥獣が安全に生息できるように、また繁殖ができるような施設及び管理人、こういったことが将来必要になるのではないか、またもうすでにいま必要だ、こういうふうにも考へるのでですが、こういうことについてはどういうふうに今後対処していくのか、これが一点。

それからもう一点は、現在の保安林あるいはまたそういうた場所がちょうど民有地の場合——国有地であればこれは完全保護できるということです

どういう規制を行なうのか、あるいは買上上げてありますか、民有地の場合、いろいろものに対しても、これをひとつお聞きしたいと思います。

○首尾木政府委員 現在一般的な鳥獣保護区につきましては、鳥獣保護区の指定とそこにおける各種の營業、給水、給餌等の施設の設置についての受取義務を課しておるというのが法律の制度になつております。それから、特別保護地区につきましては、その中でのいろいろな工作物等の設置につきまして、特に鳥獣の保護繁殖上支障のないと認められるものについて許可をするといふ程度にとどめるというようなことで規制を行なつておるわけでございますが、そういうようなもので、現在の法律では、鳥獣の保護地区における鳥獣の保護繁殖なりあるいは一般的な保護といふことを書くにとどまつておりますて、この実態とし

まして、その中身に特にそういうふうな施設を数多く設けるというようなところまで現在至っておらないのが実情でござります。したがいまして、今後こういったよろんな問題につきましては、予算的な問題を充実をいたしまして、これは主として都道府県でござりますけれども、そういったようなところの鳥獣保護事業の一環としましてそのまま予算化をするように指導をしてまいりたい、かよううに考えております。

なお、その管理についてでございますが、これにつきましても、鳥獣保護員といふものをつけまして、この地域についての鳥獣の保護について

やつておりますけれども、これも、御案内のよ

に、十分な人を確保するに至つておりませんの
で、この内容について充実をはかつてまいりませんの
が今後の課題だというふうに考えております。
それから、民有地の買い上げ問題でござります
が、この問題につきましては、ただいまのところ
も、一般的な制度といったしまして、鳥獣保護地区
についての買い上げあるいは特に重要な地区につ
いての買い上げのことを行なつておりますが、
これについては今後必要な個所について努力をいた
したい、かように考えております。主といたしま
まして干がた等は公有水面でございますので、こ
そ

なことは……（岡本委員「それはわかつておる、
民有地の話をしているのだ」と呼ぶ）民有地につきましては、そういうことで、どうしても保護をはかる必要があるといふよんなところにつきましては、必要に応じまして、買い上げの予算を獲得して、それについて考えていくようになつて、今後努力したい、かように考えておるわけでございます。

○岡本委員 その点につきましては、政務次官、ひとつがんばってやってもらわぬと、いかにこれだけの法律ができましても、やはり鳥類の生息する環境がなくなつてしまは、もう破壊されてしまは、何ぼ輸出入の規制だけしてみたところで何にもならない。結局これはしり抜けになるといふことを私は申し上げたいので、その点については

特別の配慮をひとつお願ひしたい。
特に民有地の買ひ上げもして自然環境もやはり残していく、これが大切であろう、これはあとで答弁いたしますが、もう一問、西ドイツの科学者、ある博士の言を読みますと、人間が一生生きていくためには、広葉樹のブナなら百五十平方メートル、要するに酸素が非常に必要なので、その酸素を発生する発生源、こういふものについてこまかく資料を出しておりますけれども、そこで日本の全体の森林王は何といつても国有林をあずかるところ

の林野庁である、この林野庁がこういつた天然林

あるいはまたこういった自然保護をやつしていくらうの
ではないか。しかし、中を調べてみると、林野庁
というのは、特別会計になつておつて、そして約
四万人の職員、延べ一千万人の作業員、とういう
人たちの給与は、この林野から出でてくるところの
木を切つたりするそいつたものから捻出されて
おる。四十五年ですが、大体千六百五十億。そう
すると、林野庁ではどんどん伐採をして、そこか
ら出てくる利益でまかなつておる。片面では環境
庁としては自然保護をしなければいかぬ、そのた

ころか人間の問題、こういうことになつております。されば天然林も残して、鳥類あるいはまた鳥類とともに、片方では切らなければいかぬ、片方では残さなければいかぬという、このあたりから自然保護法が非常に問題になつたのではないかと私は思うのですが、これはひとつ、この点の調整あるいはまた改革ということで、こういうところが私は根本的な問題であろうと思うのです。その点についてます林野庁から聞いて、それからあとひとつ政務次官から……。

○松形説明員 お答えを申し上げます。

ただいま自然保護の問題につきまして、国有林の施業につきまして御質問がございましたが、私も国有林野は、全国の約三分の一近い森林面積をもつておられます。六百八十万ヘクタールに近いものを持っておりまして、その事業をいたしまして、

しては御指摘のとおり、特別会話でやつておられますが、しかし、私ども、森林というものは、国土の保全とかあるいは水資源の涵養のため、あるいは御指摘のような自然環境の保全といふ森林の持つております公益的な機能というものを十分尊重しながら、これを商業いたしておるわけでござります。同時に、木材生産あるいは木材の供給をめぐらす運営をめぐらす運営をめぐらす。しかし、近ごろ森林の持つ多目的な公益的機能に対する要請といふものが非常に強くなつてまいります。したがつて、私どもの考え方をいたしましてお

るは從来からも保護林なり、あるいは新しい制度いたしまして、自然休養林とか、あるいは森林法に基づきます保安林制度といふものを充実することによってそれに充てたいというようなことで施業いたしております。しかし、御指摘のような現在の世論でございまして、私ども国有林の、先ほど申し上げました面積のうち、天然林として残すのを大体六割程度に変更いたしまして、なるべく切る場合も伐採面積を少なくするとかあるいは小さい面積にする、あるいは分散するとかいうような処置をとりまして、あるいはさらに、伐採いたしますにもその周辺には天然林を残すとかいうようななきめのこまかい施業によって、これに對応してまいりいろいろなことを現在やつておるわけでございます。

なお、現在環境庁との関係で、自然保護につきまして、事務的にいろいろ調整中でございます。
以上でございます。

○小澤(太)政府委員 御質問の第一点であります
が、特別保護地区を指定いたしますと、御承知の
とおり、そこにある私有権の全面的な行使を制限
することになります。不許可になります。これは
憲法の原則に従いまして、何らかの補償を予ると
いうことがたてますでございます。補償のしかた
は買い上げまでいくか、あるいはその他の方法で
やるか、いろいろ方法がござります。当然そのこ
とは考えなければならぬかと思います。ただ
し、御承認を思ひますけれども、現在自然公園法
で指定しておりますところ、そういうところと保
護地域とはから合つております。それ以外のこと
で、いまおっしゃるように、民有地があり、民
有地の所有者に対する所有の制限のしかたによつ
て、これを補償するかあるいは買取りするか、
こういふ問題があると思ひますので、これを十分
にこれからも検討してまいりたい、こう考えてお
ります。

ないまして、酸素の供給源を確保するということは、これは林野庁も環境庁も同じ方向にあるパートナーであります。ただ施業の問題で、多少そこに若干目的が違うために、意見の相違がある点も、これまたやむを得ないと私は思います。しかし大きな目標に向かって、ただいま林野庁から御答弁がありましたように、林野行政についても非常な改変を加えておられるようあります。現在自然環境保全法というものについて林野庁と話し合いたしております。方向は逆の方向でございます。そこで、いわゆる日本列島を縦にしようといふパートナーとして、持ち分をいかにするかということで話し合いをいたしておるわけでございますので、しばらく御聴きを願いたいと思います。

○岡本委員　これで終わりますが、特にこの問題については調整が非常に大事であるうと思います。林野庁はどうしても切らなければ商元にならないし、また環境庁としてはこれを残しておかなければならぬというところで、相当な配慮が必要であろうと思いますから、ひとつ特に環境庁は負けないようにがんばってください。これだけお願ひしまして、きょうは終わります。

○田中委員長　岡本君の質疑は終了いたしました。

○田中委員長　次に、公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部未喜男君。

○阿部(未)委員　通産省見えておりますか。

通産省にお伺いしますが、大分県に出香町といふ町がありますけれども、ここに馬上金山と呼ばれる鉱山がありまして、幾つかの休廃坑があるのでございますが、この馬上鉱山の沿革のボイントだけ、ちょっと知らしてもらいたいと思います。

○久良知政府委員　お尋ねの馬上金山は、現在鉱業権者が馬上鉱山株式会社でございます。

年と申しますので、約三百五十年前に発見をされまして、元禄時代から享保年間にわたりまして、約七十年近い年月にならうかと思われますが、確かに稼行をしたわけでございますが、湧水が多いために休山をいたしております。明治の中期から再開をされたわけでございます。やはり非常に湧水が多いということがこの山の特徴でございますが、稼行にかなりの苦労があったようでございます。明治四十五年に非常な富鉱帶を発見いたしまして、その当時盛大に稼行をされた記録が残つておるわけでござります。大正十二年からいまの日本鉱業の前身でございます久原鉱業に引き継がれましたわけでございますが、昭和十八年に、これは金鉱業の整備を国策としておるわけでございます。そのときの整備令によりまして休山をいたしましたて、現在に至つておるわけでございますが、その後鉱業権者が転々といたしておりまして、現在では馬上金山株式会社の所有の鉱業権ということになつておるわけでございます。

○久良知政府委員 なるべく早く調査をいたしました
いと存ります。

○阿部(未)委員 次にお伺いしたいのですけれど
も、この休廃坑から流出をする坑廃水あるいはこ
こに捨てられておるズリ、こういうものから非常に
に多量の砒素が検出をされておるようでございま
すが、通産省の調査ではどういう結果になつてお
りますか。

○久良知政府委員 昭和四十五年に台風がござい
まして、馬上金山所在の立石川がほんらんをし
て、ある程度の被害があつたわけでござります
が、県が四十六年から四十八年にかけまして三年
計画で護岸工事をするということで、その工事の
途中で、どうも水が濁るというふうな点がござい
まして、県から福岡鉱山保安監督局に水質の共同
調査の依頼があつたわけでござります。二月二日
に県と共同で概査をいたしまして、三月の十日、
十一日精査をしたわけでございますが、そのとき
の調査結果によりますと、立石川が主要な川でござ
いまして、その立石川に国徳川という支流が流
れ込んでおるわけでございますが、この合流点の
上流、下流に若干の、過去に稼行いたしましたと
きのズリが堆積してござります。それから国徳川
のやや上流に赤沢といふ小さな支流がござります
が、この赤沢の両岸に若干のズリが堆積しておる
わけでございます。それから国徳川の少し上手の
ほうに坑口がございまして、これが第一斜口とい
う坑口でござります。これがちょうど赤沢の堆積
してありますズリの方向に延長されておるわけで
ござります。そういう状況でござりますが、五カ
所について水質検査をしたわけでございます。

第一の国徳川の第一新馬上坑という旧坑がある
わけでございますが、この旧坑から一分間に約
○・三立方メートルの廃水が出ておるわけでござ
ります。

きておるわけでござります。監督局のほうでも至急斜坑の坑水についての調査をさせたいと思います。

○阿部(末)委員 私は、立石川が汚染をする一番大きい原因は赤沢のほうのも若干の関係はあるけれども、斜坑の中の廃水、これが一番大きい原因だといふうに思われるのです。これは流れませんからね。ずっとたまつた水が、しかも水位としでは明らかに水田よりも高い位置まで水がたまっています。この廃水を調査しないことには原因の除去は大きい柱が一つも除かれないだらうと思ひますけれども、これは膨大な廃水が入っているわけですから、どういために廃水がそれまでのところでは、ポンプでくみ上げてもまたすぐたまりますよ。しかも川よりこの坑道は全部低いのです。どうしたことになりますか。

○久良知政府委員 この第一斜坑は国徳川のレベルよりも若干高いところに坑口がありまして、大部分は川のレベルと申しますが、所在の地下水のレベルよりも低いような地理的な関係になつておりますので、地下水のレベルよりも高い位置に当たつてもう少し調査をいたしませんとその状況といふのがはつきりしないわけでございまして、その結果によりまして、またいろいろどういう対策をとるのかといふことは研究をしなければならないと思います。

○阿部(末)委員 理屈の上ではどういう対策をとるのか研究するということになるのですが、しかし坑道は地下を縦横に走つてゐるわけですよ。その縦横に走つてある坑道に全部廃水がたまつて、しかもそのたまつた廃水の一番高いところは、いま局長がおつしやつたように農地よりも高いぶ高水位までたまつてあるわけです。したがつて常にポンプで水田以下、いわゆる河底以下までくみ上げておかないとこの廃水の措置はできぬということになるわけです。そうすると常時ポン

プか何かつけてくみ出すということになると膨大な廃水が廃坑の中にたまつておるわけですが、そういう措置が可能ですか。可能でなくても可能にしてもわなければ困るのですが、どういう方法が考えられますか。

○久良知政府委員 ポンプで排水をするのがいいのか、あるいは坑口その他地下水の循環の可能性のある個所をコンクリートその他で密閉をするのがいいのかといふいろいろなやり方があると思います。

○阿部(末)委員 私は密閉をしても理屈は同じだと思いますけれども、たとえばたまつた廃水がそのまま他の地下水の循環の可能性があるのか、あるいは坑口その他地下水の循環の可能性があるのかといふことを考えておる所

が考えられます。たゞ、たまつた廃水がたまつたままのところでは、水が加われば必ず上にこの廻りながら、雨が降つて水がしみ込んでくると、廃水の量はすっとふえてくるわけですね。ふえてくると、なるべく坑内のそういう水については動かさないといふうに、適当なところで密閉をするほどの方法がいいのではないか、そういうふうに考えられ

ます。さればたまつた廃水がたまつたままのところでは、水が加われば必ず上にこの廻りながら、雨が降つて水がしみ込んでくると、廃水の量はすっとふえてくるわけですね。ふえてくると、なるべく坑内のそういう水については動かさないといふうに、適当なところで密閉をするほどの方法がいいのではないか、そういうふうに考えられ

ます。

○久良知政府委員 坑内構造の詳細が具体的にわかりませんので、はつきりとしたお答えにはならないわけでございますが、いま手元にある簡単な略図で見ますと、坑内構造の中で坑口が一番高いところに坑道を掘つて、そこへ廃水をため込んではいるという事について、どういう方法で措置をしなければならないといふうに考えております。

○阿部(末)委員 それから特に環境庁に、さつき申し上げましたが、平常の状態でも合流地点ではすでに基準をオーバーしておる。一たび雨が降ると魚が死んだりするような状況になるわけです。しかもこの水は上には流れませんから、どうして下流に流れていって井戸市民が飲んでおる水にも下流に流れていって井戸市民が飲んでおる水にならぬわけですね。したがつて、ある時期、平常の状態ではかりに基準を下回つておつたとしても、ある時期を調査すればこれは基準を上回る可能性が非常に大きい。しかもその川には変形した魚が散見される。そういう状態になつてゐるのですが、もちろん先ほど次官もおつしやつておりましたように、おたくは頭脳だそ�でありますから、出先のほうに協力を求める事になると思うのですが、どういう措置をとつてもらえるか、聞かしておいてもらいたいと思います。

○岡安政府委員 残念ながらほかにそのような個所がございまして、そのようなところにつきましては、普通われわれの公共用水の監視、測定は、年十二回、月一回程度の測定でございますけれども、そういうような場合には毎日調査をするとか、あらかじめ魚等を飼いましてその様子を常時見るとか、そういうような方法をとつていて見るとかあります。そういうふうなことが、おつとみます。

○阿部(末)委員 次に、環境庁のほうにお伺いしますが、本来厚生省の所管になると思うのですが、川に流れ込んでおる国徳川を中心にして、多量の砒素を含んだ水が許容量以上のものが流れ込んでおる。それから十三・四キロあるのですけれども、十三・四キロの下流で杵築市がこれを上水道に取つて水の取り入れ口に使って、これをいま杵築市民が飲んでおるわけです。こういう状態が環

境として許されるのがどうか。環境庁はどんなふうにごらんになつておられますか。

○岡安政府委員 実はこの鉱山の周辺の水質につきましては、十七点程度しか調査がないわけございまして、その十七点の中で環境基準をオーバーするというものがあるわけでございます。い

まのお話の下流において飲料水を取水しておるそ

の

地點におきます環境基準、飲料水の基準がどうかといふことは、実はちょっと手元に資料がない

ものでお答えできなければならぬといふうに考

えておきます。

○阿部(末)委員 これは局長、ちょうど地下水と

同じような役割りを果たしておるわけですよ。し

べばそこに廃水がある限り廃水が浸透してくる、

これがいま農地を荒らしておる一番大きな原因に

なつておると思うのです。それから色のついた水

ですからすぐわかるのですが、立石川に流れ出

ているのも、この廃水が立石川の中に流れ出

てくる。これはおそらく廃鉱の中から湧出してく

る水だと私は思うのです。そうすれば高さだけ埋

めてみたところで、水が加われば必ず上にこの廃

水は出てくる。こういう理屈になるのです。方法

があります。

○久良知政府委員 坑内構造の詳細が具体的にわ

かりませんので、はつきりとしたお答えにはなら

ないわけでございますが、いま手元にある簡単な

略図で見ますと、坑内構造の中で坑口が一番高い

ところに坑道を掘つて、そこへ廃水をため込んでは

いるのです。しかしそれは実際問題として不可能だ

らうと思うのです。そうすると、こういう低いと

ころに坑道を掘つて、そこへ廃水をため込んでは

いるのです。地図がほしければ私は書いてあげて

ありますよ。

○久良知政府委員 現在手元の資料によります

と、第一斜坑につきましてはマイナス三十五メー

トルから下部に主要な坑道の展開があるわけでございまして、その上に斜坑が出ておるという状態でございまして、その上に斜坑が出ておるという状態を通じまして坑水の循環といふのはないのではないかと

いかといふうに考えられるわけでござります。

○阿部(末)委員 次に、環境庁のほうにお伺いし

ます。が、本来厚生省の所管になると思うのですけ

ども、いま申し上げましたような事情で、立石

川に流れ込んでおる国徳川を中心にして、多量の

砒素を含んだ水が許容量以上のものが流れ込んで

おる。それから十三・四キロあるのですけれども、十三・四キロの下流で杵築市がこれを上水道

に取つて水の取り入れ口に使って、これをいま杵

築市民が飲んでおるわけです。こういう状態が環

境として許されるのがどうか。環境庁はどんなふ

うにごらんになつておられますか。

○岡安政府委員 実はこの鉱山の周辺の水質につ

きましては、十七点程度しか調査がないわけでございまして、その十七点の中で環境基準をオーバーするというものがあるわけでございます。い

まのお話の下流において飲料水を取水しておるそ

の

地點におきます環境基準、飲料水の基準がどう

かといふことは、実はちょっと手元に資料がない

ものでお答えできなければならぬわけでございますが、やはりそういうような状態にある取水地点につきまし

ては、常時水質の調査をいたしまして、環境基準をオーバーするようなものにつきましては、適当な措置をしなければならないといふうに考えております。

○阿部(末)委員 それから特に環境庁に、さつき申し上げましたが、平常の状態でも合流地点では

すでに基準をオーバーしておる。一たび雨が降ると

魚が死んだりするようになるわけですね。したがつて、ある時期、平常の状態ではかりに基準を下回つておつたとしても、ある時期を調査すればこれは基準を上回る可能性が非常に大きい。しかもその川には変形した魚が散見される。そういう状態になつてゐるのですが、もちろん先ほど次官もおつしやつておりましたように、おたくは頭脳だそ�でありますから、出先のほうに協力を求める事になると思うのですが、どういう措置をとつてもらえるか、聞かしておいてもらいたいと思います。

○岡安政府委員 残念ながらほかにそのような

個所がございまして、そのようなところにつきましては、普通われわれの公共用水の監視、測定

は、年十二回、月一回程度の測定でございますけれども、そういうような場合には毎日調査をする

とか、あらかじめ魚等を飼いましてその様子を常

時見るとか、そういうような方法をとつていて見るとかあります。そういうふうなことが、おつ

るといふことです。

しやるような地点については必要ではなかろうか

○阿部(末)委員 それではあとの質問を保留させてもらいまして、通産省それから農林省 午後の質問のときにまた出ていたぐるようにお願いして、一応これで打ち切りたいと思います。

○田中委員長 午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

卷之三

午後二時四分開講

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○阿部(未)委員 休憩前に質問を申し上げました

馬上鉱山の鉱毒にかかる問題ですけれども、大分県の農業技術センターが調査をしたところによ

りますと、この立石川の流域の各地で十七カ所にわたって、特に水田の表層それから次層について調査をしたところ、多いところでは二〇〇PPM以上の砒素が検出されておる。少ないところでもこの十七カ所でほとんど一〇〇PPM以上の砒素が検出されておる。それで十七カ所の調査の結果、稻の生育に影響ありと見られたものが十二カ所ある。事実私が現地のほうに行って、現地の農家の皆さんといろいろ話を聞いてみると、三分の

いわけであります。しかも、ここは大分県の中では山香米と呼ばれてすし米など非常に上質の米がそれどころでござりますので、現地の農家の方々がこれが公になりまして非常に心配して、一日も早く何らかの対策を講じてもらわなければならぬ、こういう希望を持つておられるのですが、農林省のほうにも県の農業技術センターのほうから御報告があつたことと思いますので、大体私の申し上げたことで間違いはないかどうか、農林省の把握されておる状態をまずお聞かせ願いたいと思ひます。

御指摘の馬上金山に基因いたします。土壤汚染について、農林省の補助事業として、障害性物質特別調査ということとて大分県に補助をして実施した調査でござります。その結果によりますと、いまだお話をございましたが、立石川の流域、倉成地区等において、土壤中の砒素含量が高い。大分県の調査の結果によりますと、一五〇 P.P.M.から二五〇 P.P.M.、特に粘土質で地下水の高い土壤においてかなりの被害が出ておるというような報告を受けております。

こういうことに対しまして、大分県は対策を考えるわけでござりますけれども、それについてはどういうことを考えておると申しますと、今後のこととございますが、まず当面の対策を考えております。その中身を申し上げますと、砒素といふのは、御承知のように水田の中に入つて、地下水が高くて土壤が還元状態になりますと、亜砒酸になります。亜砒酸といふのは微量でも作物の生育に非常に影響いたします。ところが、土壤がかわいた状態になりますと砒酸になります。ですから、含量が同じでございましても、被害といふものは著しく軽減される、そういう特徴がござります。そういうことからしまして、大分県は、水稻といふのは水をだぶだぶ張つてつくるというのではなくございませんで、水が必要な時期と、いうのは水稻の生育期間がたとえば百二十日ぐらいとしますと、五十日ころに幼穗形成期といふのがございますが、そのうち一週間ないし二週間といふのは最も重要な時期でござります。ですから、その時期に水を張つて、それ以外のときはできるだけ節水栽培をする。それからもう一つは、分けつけ盛期には無効分けつけを少なくするといふような意味で、その時期にかわかしますと、それだけ収量が高まるということがある。また、かわかすといふことは土壤中における砒素の行動についてもいい影響がある。そういうことから中干しをやる。それからもう一つは、石灰とか苦土を入れますと、難溶性の塩をつくりまして溶解度が低まると、そういうようなことがあります。そういう

ことで、当面の対策といたしましては、その地区に対してそういうようなことを農家にきめこまかく指導する。これにつきましては、大分県の報告では、相当の効果が認められるのではないか、そういうふうに申しております。

ないし、従来のデータも不足しております。早急に調査をいたしまして、その後におきまして指定をする段取りに進めてまいりたいと思います。

ではこれは農林省のほうもお認めになつておると思ひます。しかし早門町へお詫び申します

思ひ、わけですか。それから専門的なお詫びですから利
も詳しくはわかりませんけれども、大体私どもの
ところでは利水が非常に不規則で、ございませんから、

したがつて、なかなか思うように水を引かすわけ

にはいかないのです。それは出穂期まではほとんど水をためておかなければ、一ぺん水を落として

しますと、あと水が入ってくるという可能性がないわけですよ。したがって、水が潤沢にあつ

て理想どおりに排水やかんがいができるという状況ではない、つまり、この総の生育期間中は

決ではないから、どうして春の生育期間中に、ずつと水をためておかなければならない、そういう

う状況にあるわけです。

ましたけれども、この砒素についての土壤汚染について基準をもうすてもうう、この基準によつて

あれしてもらいたいと思いますが、想定される十

壤汚染の場合は、その基準は大体どの程度のものになると思われますか。これは別に言質を取るわけ

ではありませんから、大体のお考えでけつこうです。

○岡安政府委員 実は見当も現在ついていないと

いうのが実情でございまして、たとえば土中の研
素もいろいろな形態であると思います。その中で

やはり植物に吸われる可能性のある砒素の状態といふものから指定をしなければならないと思いま

すが、土中砒素の量そのもので幾ら以上について

指定をすると、現在のところお答えでないわけぢやござります。

○阿部(未)委員 それから農林省のほうも土壤の状態で変わることとはいまだお話をあつたので

すけれども、大体状態としてどのくらい以上の活

築かず、た場合に種の生育に影響があるのか、不
りの山を見ましても、松ははえるのです。松はは

えますがほかの木ははえません。そういうところを見ますと、やはり今度は植物によつてまたいろいろ影響があるという気がするのですが、特に水田に砒素は影響が大きいようでござりますから、水田の場合にどのくらいの汚染までは稻作の生育には影響がないのかをお伺いしたいのです。

○川田説明員 先ほど環境庁のほうからお話をございましたように、砒素についてはまだデータが非常に不十分で、私が申し上げるのも全国的にこのことでもうこうことだということをございませんで、ある事例で申し上げさせていただきたいと思いますけれども、感じとしては四、五〇PPMのところで稻が影響を受け始めるのではないかという感じがいたします。これはもちろん土壤によつて砂地、粘土地その他でだいぶ違います。

○阿部(未)委員 それではきちょっとと通産省のほうには申し上げたのですけれども、私はこの場合には川はもちろん一番低いところを流れているわけですから、それにもかかわらず地下水の高い低いでも違います。

○阿部(未)委員 それでさつきちょっとと通産省のほうには申し上げたのですけれども、私はこの場合には川はもちろん一番低いところを流れているわけですから、それにもかかわらず地下水に大きい影響が出るのは、もちろんかんがいが一つ影響があると思います。ズリのところには一万二千五百PPMといふ砒素を含んだズリがあるのですから、それが流れてくるわけですから、それが平常の状態においても公共用水の許容量をこえておる。ましていわんや雨が降ったときには、申し上げましたように魚が死ぬという状態になる。これがかんがいに使われるのが一つあると思うのですが、そのほかの条件を考えてみますと、地下水の湧出でくるところに非常に被害が大きいようございます。この地下水の湧出が先ほど申し上げた坑道の中になまつた廃水が地下水になつて湧出してきておる、こういうふうに推定ですかね。いう氣がするわけです。

そこで、この点について現地でも客土を行なつておるのでですが、客土をしましても一年ないし二年たちますとまた前のような状態になりまして、稲の生育がだめになつてくる。こういう状況です

ので、一日も早く農林省としてもまず現地の方々が安心できるような状態の指導を行なつてもらいたいと思います。それで、少なくともことしの稻の作付までには間に合うようにひとつ考えてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○川田説明員 地図の上だけでお答え申し上げるのではなくことに恐縮なんですけれども、地図から見ますと山の押し出し、これは坑内水のたまつたものが出でてくるかどうかは知りませんけれども、山の底辺のところから水田になるところ、そこは大体山の水の押し出しがございます。そういうような影響があるのではないかなどと考えられるのがやはり被害の大きい地下水の高いところではないか、そういう感じがいたします。

それで当面対策

といつましても、やはり稻を

つくとすれば、そういうことで根がいたむのであります。そういうことで根の活力の強い品種だと、それから先ほど申し上げました現地の状況としては非常にやりにくいところはあるかもしませんけれども、そのひどいところを抜かしたほかの、十二ヘクタール以外は排水が若干できるようになります。そういうところでつましましては先ほどのような対策、それからひどいところについては場合によっては何か別途の方法を、たとえばもうすでに一部ほかの利用をしているというようなことを聞いておりますけれども、これは現地の実情が私が私どもはつきりしませんけれども、そういう現地の先ほど申し上げました土壤タイプ及び土壤の状態だとかあるいは現地の水の状態だとか、そういうことを含めて大分県も当面対策としてあげて、その効果はかなり期待できると申し上げておりますので、その線で進めたいと思っております。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流のほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見てしてこれはうちの所管、これはうちの所管といふように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度のものしか出ていないようですが、やはりこれは総合的な対策、もとをとめるのは、これはおそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えでございますから、これらの問題を取りまとめて、なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。それから二点目は、先般來議論になりました例の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同じようにその対策について、各省のるべき対策が出ておる。これは報告があつたと思うのです。まだこの基準がわからぬそろですが、その程度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用供給しておると、しかも

あるいは廃水がたまつておる、こういう状況です

ので、特に早い時期に調査をされて地元の方々

が安心して生活ができる、あるいは農作物の耕作ができるような措置を講じてもらいたいと思いま

す。先ほど来議論になつておりますように、見て

してこれはうちの所管、これはうちの所管といふ

ように分かれていますので、いまお伺いしまして、も、農林省のほうではこういう対策だという程度

のものしか出ていないようですが、やはり

これは総合的な対策、もとをとめるのは、これは

おそらく通産省のお仕事でしょう。しかし、稻作

の生育に影響のないような措置を講じていただく

と思います。そこで、せつかく次官もお見えで

ございますから、これらの問題を取りまとめて、

なるべく近い時期に各省の対策についてこの委員会で御報告を願いたいと思うのが第一点目です。

それから二点目は、先般來議論になりました例

の宮崎県の土石久の公害の問題につきましても同

じようにその対策について、各省のるべき対策

が出ておる。これは報告があつたと思うのです。

まだこの基準がわからぬそろですが、その程

度の砒素の入つた米というものは別に影響はないのですか。

○川田説明員 カドミウムは作物の生育に影響がなくて、それで米中の濃度が高まる。作物の生育は正常だということござります。ところが、御承知のように砒素は根をやられますから、ごらんいただいても草だけが小さくなる。そういうことでまず吸われる前に吸う機構がこわれる。そういうことで米中の含量といふものは非常に上がりにくいうことがございます。それで〇・一PPMであるということになれば、これは私はそんなに多くないと思います。

○阿部(未)委員 次官にお願いしたいのですが、

通産省も一緒にお願いしたいのですけれども、いままでつとめる申し上げましたような状況にあ

るわけでござります。したがつて、通産省としてまだ十分な調査も終わつてないようですが

ども、基準もきまつていないと、いうことです。

現に魚の変形のものがでると、あるいは下流の

ほうではこれを飲用

意外に多いので、実は私、環境庁へ行つて驚いているわけございませんが、そういう点もひとつ御理解いただきまして、私どもの対策を御説明するのほけつこうだと思っております。

○阿部(末)委員 せっかく次官の御答弁をいただ

いたのですけれども、土壤汚染等についての基準等は、これは次官がおっしゃるようなことになります。

しかし、現に公共用水については、基準を上回る砒素が流れることは間違いない事実でございますから、したがつて、その対策はまず通産省なりあるいは土壤については、これは指導になると思いますけれども、農林省なりが、こういう対策を持ちたい、あるいはまた環境庁としてはこういうふうな指導で臨みたい、こういう意見を取りまとめてひとつ委員会に御報告を願いたい。

以上で質問を終ります。

○田中委員長 よろしいですか。

○小澤(木)政府委員 けつこうございます。

○田中委員長 各省よろしいね。——それでは阿部君の質疑は終わりました。

次に古寺宏君。

○古寺委員 最初に環境庁にお尋ねをいたしますが、大分原の佐賀興製錬所の公害の問題について環境庁としてどういうような対策をお考えになつてゐるか、まず承りたいと思います。

○岡安政府委員 休廃止鉱山といいますか、鉱山一般の環境汚染並びにそれとの関連におきます健康被害の問題につきましては、現在通産省その他と相談をいたしまして、一般的に砒素等を重点的に環境調査並びに健診調査を行なうということで現在計画を立てております。

○古寺委員 先日の環境庁の御答弁によりますと、鈴木教授の発表後、すぐいろいろな対策を講じたい、こういうよろなお話があつたわけですが

いますが、その点についてはいかがござりますか。

○田中委員長 ちょっとと速記をとめてください。

○古寺委員 次に農林省にお尋ねいたしますが、

佐賀興製錬所の公害によりまして被害を受けたかんきつの畑の借り上げの問題について、その後の調査結果がどうなつてあるか、承りたいと思いま

す。

○田中委員長 ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めさせてください。

○古寺委員 次に農林省にお尋ねいたしますが、

佐賀興製錬所の公害によりまして被害を受けたか

れども、私どもいたしましては、注入その他

の作業のやり方によりまして、極力湧水を押え

ていきたいと思っておりますので、いつ二十トン

をオーバーするような湧水になるかは、まだま

のところわかりません。なるべく二十トンで押え

たいと思いますが、二十トンで不十分だという見

通しが早くつきましたならば、その時点において

シックナーをさらに増設していくままで、漏りの

ないような作業を続けていきたい、さように考え

ております。

現在世紀の大工事といわれる青函トンネルの工

事も本工事が始まるわけでござりますが、この工

事に伴いまして当然排水に対する公害防除の対策

その点についてどういうような対策を現在お考え

になつてゐるか、承りたいと思います。

○北原参考人 青函トンネルの工事は竜飛側にお

きましては今まで直轄工事だけ行なつてお

まつたが、去る三月二十五日に海低部の本坑と作

業坑、立て坑等の工事を契約発注いたしました。

鹿島建設、鉄建建設、熊谷組の三社のジョイント

ベンチャーで三月二十五日に契約をその一工事と

してしまつた。それでただいま業者は乗り込

みまして宿舎その他の整備工事をいたしております。

して、六月から中へ入つて掘さくが始まると思ひます。

排水の公害防止につきましては、昨年も古寺先

生から御質問並びに御要望ございまして、シッ

クナーといふ浄化装置をつくりました。昨年の十

月二十五日に毎分二十トン処理できる能力の

シックナーをつくりまして、ただいま稼働いたし

ております。これができまして、法律をきめら

れました水質基準以内のきれいな水を出してお

ります。ただいま中から出ております流水量は毎分六トン程度ございます。しかし、これからどんどん作業が進んでまいりますと湧水をす

べき地あの面積もふえてまいりますので、湧水量も逐次ふえてまいります。そうしま

すと、ある時期においては二十トンのシックナー

では不十分だという時期も来るかと思いますけれども、私どもいたしましては、注入その他

の作業のやり方によりまして、極力湧水を押え

ていきたいと思っておりますので、いつ二十トン

をオーバーするような湧水になるかは、まだま

のところわかりません。なるべく二十トンで押え

たいと思いますが、二十トンで不十分だという見

通しが早くつきましたならば、その時点において

シックナーをさらに増設していくままで、漏りの

ないような作業を続けていきたい、さように考え

ております。

○古寺委員 私がお聞きしているところでは、本

工事が始まりますと、大体四十四トン毎分出ると

いうことを承つてゐるわけでござります。そろし

ますと、二十トンではこれは不十分なわけでござ

りますので、当然いまからこういうようなシック

ナーを建設して公害を防止すべきではないか、こ

ういうふうに考えるのですが、その点は心配ない

でござりますか。

○北原参考人 ただいま私どもで湧水の予測をい

たしまして、計算をいたしております。これは相

当大きく見積もつて、それに対して十分であるよ

うにというふうに考えておるわけでございまし

て、さつき古寺先生のおつしやいました四十四ト

ンといふのは、四十四トン出でてきてもだい

じょうぶなようなポンプをただいま配置してある

ということございまして、様子によつては、将

来さらくこのポンプは予備ポンプも含めてもつと

大きくなる予定であります。

一応、安全を大きく見て、だだいま予測してある

ということございまして、様子によつては、将

来さらくこのポンプは予備ポンプも含めてもつと

大きくなる予定であります。

おります数字を、これは計算でございますが、

ちょっと申し上げますと、四十七年度末くらいに

二十トンくらいは出るかもしれない、四十八年末

には四十二トンくらいになるかもしないといふことがあります。ただいま中から出ております流水量は

ことでござりますが、これはこれから掘さくして

まいりますと、大きく見過ぎているかどうかとい

うことがかなり判定されてくると思いますので、

それに間に合ひようにしてシックナーを増設していきたいというふうに思つております。

○古寺委員 ポンプのほうは四十四トン、またさ

らに予備ポンプも考えていらっしゃるのですけれ

ども、公害のほうに關しては、その水の出ぐあいに

よつてこれから対策を考えるのだ——シックナー

をつくるのにも何ヵ月もかかりますね。ですか

ら、むしろ公害のほうを先にきちんとやって、そ

うしてその対策を考えておきませんと、漁民は現

在まだ漁業補償も全然いただいていいわけで

す。犠牲になるのは地域住民だけということにな

りますね。ですから、ポンプのほうが四十トンで

ありますね。だから、ポンプのほうを先にきらんとやつて、そ

うから考えておくように要望しておきたいと思

ります。

○北原参考人 ただいまの御要望はよくわかりま

す。そこで、現在なお補償されていない漁業補償の

問題について、今後どういふうに補償をお進め

になるのか、承りたいと思います。

○北原参考人 ただいま私どもで湧水の予測をい

たしまして、計算をいたしております。これは相

当大きく見積もつて、それに対して十分であるよ

うにといふうに考えておるわけでございまし

て、さつき古寺先生のおつしやいました四十四ト

ンといふのは、四十四トン出でてきてもだい

じょうぶなようなポンプをただいま配置してある

ということございまして、様子によつては、将

来さらくこのポンプは予備ポンプも含めてもつと

大きくなる予定であります。

二月二十五日に毎分二十トン処理できる能力の

シックナーをつくりまして、だだいま稼働いたし

ております。これができまして、法律をきめら

れました水質基準以内のきれいな水を出してお

ります。

○古寺委員 先日の環境庁の御答弁によります

と、鈴木教授の発表後、すぐいろいろな対策を講

じたい、こういうよろなお話があつたわけですが

きまして被害額をきめて補償をいたしたいとい

うことです。

○古寺委員 先日の環境庁の御答弁によります

と、鈴木教授の発表後、すぐいろいろな対策を講

じたい、こういうよろなお話があつたわけですが

きまして被害額をきめて補償をいたしたいとい

うことです。

会いたしまして、現地に当たつて調査をする上へ
にとくに指示をいたしました。準備をいたしまして、
本日、大分県庁の担当係官が現地におもむきあ
まして、現時点におきましても調査中でございま
す。

家、乙は会社のようでもあります。が、「甲は自己の所有する末尾記載の土地を乙の工場用地として使用するため乙のために地上権を設定する。」こういうふうに第一条に記載されております。この場合には、農地法の立場からいってどういふうな

考えますると、多少その補償的な意味合いで支払われた金額であるかないか、その辺も含めて調査をし明確にする必要があると思い、その旨を指導をして、大分県庁に調べさせておるところでござります。

けの意思を確かめるという意味で文書に署名をしてもらつたことはあるということを答えております。現在まではその段階までわかつております。なお詳細調査をしてみたいと思っております。

[View Details](#)

なお、私ども日本鉱業の本社の担当者を呼びまして、どういう状況になつておるかということを聞き取りましたが、まだ不明の点が多いわけでござりまするけれども、現在までにわかりました点を申し上げますと、先週、問題のかんきつ園は約二十ヘクタールというふうに申し上げたわけですが、さいますが、どうも面積は、最終的にはなおチェックする必要はござりまするけれども、約三十五ヘクタールであるというふうに聞いておりま

○堀川説明員 契約の文言がさような形で締結をされたということとござりますと、常識的に考えますれば工場用地ということでございますが、会社側の説明をいたしましては、工場の緑地用として使いたいという説明をしております。この場合におきまして、緑地用でございましても、それはやはり通常の農地の管理と違うということを考えてみますれば、やはり転用の許可の手続をとらなければならぬといふふうに考えております。

○古寺委員 もし、すでにこういう契約書が數多
くの人との間に取りかわされておる、こういう場
合にはどういうふうな措置をおとりになるわけ
ですか。

○堀川説明員 転用目的での契約でござりますす
れば、早急に都道府県知事なりあるいは、面積によ
りましては農林大臣といふことになるわけでござ
いますが、正当な法手続で許可申請の手続をとら
せるよう指導したいといふふうに考えます。

○古寺委員 今回の地上権設定契約書の問題以外

た被害者の畠を、借り上げといふ形で、農地法に違反してまで契約を進めようとしているわけですね。そうしますと、実際にこの被害を受けたほうの農家の人たちは、そういうような事情というのを知りません。この場合、農地法の違反になつた場合には、どちらがこれは処罰の対象になるわけですか。

○堀川説明員 許可申請は当事者が行なうわけでございまますから、契約の当事者である貸し手と借り手と両方が、無許可でかよくなことをいたしま

それから、契約はまだ調印の段階に至っていないといふことでござります。なお、この契約の目的なり内容の詳細、それから現地の状況等の突き合わせ、こういふことは、現在大分原をして現地において調査をせしめておるところでござります。

○古寺委員 それでは私が契約書を読みましょ
う。契約書の名目は地上権設定契約書です。この内訳は二三行に亘ります。皆、よろしく

○古寺委員 それでは、転用の手続を申請し、許可をした例がござりますか。

○堀川説明員 本かんきつ園につきまして、許可の申請の手続をとつておる形跡は見受けられません。

○古寺委員 そういうふうなことが実際行なわれているわけございませんが、こういう件について警察庁は知っておりますか。

に、過去においても、相当の農地を工場が借り受けをいたしておりますが、その場合においてはどういうふうな手続申請等が行なわれておりますか。

○古寺委員 そうしますと、公害を受けた被害者が、自分の被害について補償を受けるためにこういう契約書を取りかわしたとすることで罰せられなきやいけない、こういう結果になるわけです。
○堀川説明員 前回も申し上げたわけでございま
すが、罰の適用があるということになるわけでござります。

○堀川説明員 私どもも、契約しようとしている
内容は、五十年にわたる地上権設定の契約という
ことで進めでおるということは聞いております。
ただこれは本社と、それから現地の工場関係者も
言うておるようござりますが、まだ契約は締結
されるに至っていない。それから現地には契約締
結の権能をおろしておらないので、契約の中身が
びしつと固まつた段階で本格的に契約をし調印を
するということにしておつて、会社側はまだ調印
をしておらないといふように聞いております。

○関次説明員 現在原警のほうから報告を受けておりませんので、事実關係をつまびらかにしておりません。

○古寺委員 早急にこの内容について調査をしていただきたいと思います。

それで農林省にお尋ねしますが、現在までにすでにこの契約書に基づいて、いわゆる借り上げ料を一反歩当たり六万円から七万円と申しておりますが、もうすでに支払われておりますが、そういうことについてはどうなるわけござりますか。

○堀川説明員 金額の支払いについて私どもまだ確認をいたしておりませんが、また契約を締結していない、調印もしていないということでございますので、何らかの金円が支払われておるとすれば、

をしておる。最近におきまして農地の転用の手続をとつたものは二件あって、一つは、昭和三十二年に住宅の用地として転用したもの、それから昭和四十五年に運動場用地として転用したものがあるといふうに聞いております。

○古寺委員 この契約書を見ますと、日本鉱業株式会社の代表取締役のお名前も、それからまた當務取締役のお名前も、きちっとここには出ているわけです。地域住民は、この契約書に基づいて捺印をして、そしてみんな提出をしているわけですか。これはどうなるわけでござりますか。

○堀川説明員 契約書に調印をしてないというふうなことを会社側は言つておりますが、なお、判事を住民が押して文書にして出したものがあるのではない

すが、この契約しようとしている契約の目的なり内容が、補償のための協定と申しますか契約といふことになるのか、あるいは緑地にするための転用計画、これを実現するための契約ということになるのか、その辺はなおよよく、契約の文言なり目的なり当事者の意思なり、こういうことを確めてみないと明確でない点がござります。私どもとしましては、いすれにしましても農地にかかるものにつきまして契約を結ぶ以上、それが転用許可相手の契約である、そういう事案であるかどうかが明確である必要があると思いまして、契約が内容において適切でない点があるとすれば、それを補正する等の指導はいたしたいといふふうに考えております。

○古寺委員 それでは、契約書の内容についてお尋ねいたしますが、第一条には、甲というものは農

それは借り上げ料という形で支払われたか、あるいはかんきつ園の被害があるということをあわせ

いかという点を聞いたしましたところ、会社側は、調印はしておらないけれども、住民の貸し付

○古寺泰眞　レジン・ジャムナの事例がいまだにあた
へがれんあつたと思ひますが、今後もこうじようよう

な事例がいろいろ発生するということは考え方されるわけでございますが、こういう点について、環境廳としてはどういうふうにお考えになりますか。

○小澤(太)政府委員 この前のこの委員会でもお答えいたしましたが、十分に厳正に緻密な調査をやらなければならぬかと思っておりました。したがいまして、学者や諸先生の調査がござりますが、それを十分に検討しながら、さらに足らざるところをもつと掘り下げるとかいろいろやりまして、正しい調査、正しい資料に基づいた正しい処置をいたしたい、このように考えております。もとより、急を要するものにつきましては、調査の完成を待つておるということでは手おくれになりますから、それはそれなりに応急の措置も講じてまいり、こういうような立場でございますが、重ねて申し上げますが、やはり正しい資料を得るということ、これをつくり出すということ、これに全力を傾注しなければならない、このように考えておる次第でございます。

○古寺委員 きょうは、時間でございますので、これで終わります。

○田中委員長 古寺君の質疑は終了いたしました。

次に、小宮武喜君。

○小宮委員 私は、委員長の特別な取り計らいによりまして、クロロキンの製剤による薬公害について、ひとつ厚生省当局に質問したいと思います。

この問題については、先月の二十四日にも、このクロロキン被害の人たちが厚生大臣にも陳情しておりますので、厚生省はよく存じておると思いますが、私の知人にもこの被害者がおりまして、この人の視力は現在〇・〇三といふことで、すでに、二、三尺離れても顔がぼおつとしてよく見えないということで、新聞、テレビを見ることはありませんが、奥さんが一緒に通勤するというような状況で、もちろんのこと、会社の通勤にしても、奥さんが一緒について通勤するといふような状況で、もちろん、だからバスの行き先もわからなければ交通

信号がわからぬということで、非常に痛ましい生活を送っているわけです。この人の話によると、この人は、昭和三十四年ごろからこのクロロキン レゾビンというのを服用しまして、三十五年ごろになつたところが連鎖的に頭痛を催したということで、いろいろ医者に相談したところ、医者のほうでは、四十七歳で十歳ぐらいでしょうけれども、それは老化現象でそういうようなく視力が弱つておるのではないかとあります。もとより、急を要するものにつきましては、さういうことで二、三年経過をしました。ところが、さらに視力がだんだん衰えていくので、三十七年ころ長崎大学に行つて診察、診断してもらつたところが、そこで初めてクロロキンの副作用だといふことが、医者の診断で明らかになつたわけですが、まさに、そこで初めてクロロキンの副作用だといふことまで二、三年経過をしました。ところが、さういうことで二、三年経過をしました。そしてそういうよ

うなことで、そこで初めてクロロキンの副作用だといふことが、医者の診断で明らかになつたわけですが、まさに、そこで初めてクロロキンの副作用だといふことまで二、三年経過をしました。ところが、さういうことで二、三年経過をしました。そしてそういうよ

うな副作用の重要性から、昭和四十二年に劇薬と要指示薬に指定したものでございます。

○小宮委員 それでは、このクロロキン製剤は、

日本ではいつごろから製造されたのですか。

○豊田説明員 昭和三十一年に日本の国民医薬品集、これは薬局方の第二部の前身でござりますが、これに収載されておりまして、昭和三十年にレゾビンとして許可されております。

○小宮委員 このクロロキン製剤は、日本だけではなく、もうアメリカでも使用されておるわけ

です。まあそれからひとつ聞きたいと思いま

す。

○豊田説明員 クロロキンの薬効につきましては、現在慢性じん炎、リウマチ、エリテマトーデ

ス、それから日光性皮膚炎、マラリア等に許可さ

れております。

○小宮委員 厚生省は昭和四十二年の三月十七日に薬事法施行規則の一部改正を行つて、このクロロキン製剤に対する行政措置を講じておるわけですね。その場合、たとえば薬事審議会でこの製薬の認可をする場合に

も、そのような措置が講じられなかつたのか。

では、この薬は販売業者で一般的に販売したわ

けですね。その場合、たとえば注意書きの中にそ

ういうようなことが書いてありますか。こういう

ような点については注意して服用しなければいけませんよ、注意点が書いてありますか。

○豊田説明員 現在の障害につきましては、許可

ております。

○小宮委員 出ておるなら、日本の場合に、たと

えば薬事審議会でこの製薬の認可をする場合に

も、そのような措置が講じられなかつたのか。

では、この薬は販売業者で一般的に販売したわ

けですね。その場合、たとえば注意書きの中にそ

ういうようなことが書いてありますか。こういう

ような点については注意して服用しなければいけ

ませんよ、注意点が書いてありますか。

○豊田説明員 先生御存じだと思いますが、最近

医原性疾患という問題がございまして、医原性疾

患と申しますのは、医療上不可避的に起つてく

る障害がございますので、その場合の中の薬物に

よる障害といふものも医原性疾患の中に入つてお

ります。そういうことと、それから最近、特に感

音障害についての障害事故、ストレプトマイシン

におきましては難聴の問題、耳が聞こえなくな

る問題、それからクロロキンの問題、目の障害、

さらに結核剤のエンタブトールによる目の障害等

がございますが、そういうような感覚機能に対する

動物実験の危険のあり方というものが現在まだ確立されておりません状態でございますので、で

きれば早急に、そういうような動物実験によって

の感覚障害のつかみ得るメソッド、方法というも

のを考えて、そういう薬による障害の防止といふ

ことをやっていきたいと考えております。

として効能が追加になつておりますので、それ以後長期運用といふようなことが行なわれております。それで、リウマチ治療剤あるいはまた慢性じん炎の問題におきましても、長期運用といふように相談したところ、医者のほうでは、四十七歳でですから——そのころは、十年前ですから、まだ四十歳ぐらいでしょうけれども、それは老化現象でそういうようなく視力が弱つておるのではないかとさういうことで、三年経過をしました。ところが、さういうことで二、三年経過をしました。ところが、さういうことで二、三年経過をしました。そしてそういうよ

うな副作用の重要性から、昭和四十二年に劇薬と要指示薬に指定したものでございます。

○小宮委員 それでは、このクロロキン製剤は、日本ではいつごろから製造されたのですか。

○豊田説明員 昭和三十一年に日本の国民医薬品集、これは薬局方の第二部の前身でござりますが、これに収載されておりまして、昭和三十年にレゾビンとして許可されております。

○小宮委員 このクロロキン製剤は、日本だけではなく、もうアメリカでも使用されておるわけでしょう。であれば、アメリカでは、そのクロロキンの被害者といふのは一人も出でていないわけですか。

○豊田説明員 諸外国においても同様の報告が出ております。

○小宮委員 出ておるなら、日本の場合に、たとえば薬事審議会でこの製薬の認可をする場合に

も、そのような措置が講じられなかつたのか。

では、この薬は販売業者で一般的に販売したわ

けですね。その場合、たとえば注意書きの中にそ

ういうようなことが書いてありますか。こういう

ような点については注意して服用しなければいけ

ませんよ、注意点が書いてありますか。

○豊田説明員 現在の障害につきましては、許可

ております。

○小宮委員 出ておるなら、日本の場合に、たとえば薬事審議会でこの製薬の認可をする場合に

も、そのような措置が講じられなかつたのか。

では、この薬は販売業者で一般的に販売したわ

けですね。その場合、たとえば注意書きの中にそ

ういうようなことが書いてありますか。こういう

ような点については注意して服用しなければいけ

ませんよ、注意点が書いてありますか。

○豊田説明員 先生御存じだと思いますが、最近

医原性疾患という問題がございまして、医原性疾

患と申しますのは、医療上不可避的に起つてく

る障害がございますので、その場合の中の薬物に

よる障害といふものも医原性疾患の中に入つてお

ります。そういうことと、それから最近、特に感

音障害についての障害事故、ストレプトマイシン

におきましては難聴の問題、耳が聞こえなくな

る問題、それからクロロキンの問題、目の障害、

さらに結核剤のエンタブトールによる目の障害等

がございますが、そういうような感覚機能に対する

動物実験の危険のあり方というものが現在まだ確立されておりません状態でございますので、で

きれば早急に、そういうような動物実験によって

の感覚障害のつかみ得るメソッド、方法といふ

のを考えて、そういう薬による障害の防止といふ

ことをやっていきたいと考えております。

○小宮委員 このクロロキシン、網膜障害にかかるたら絶対におらぬのですか。

○豊田説明員 アンリバーシブルの障害だといわれております。

○小宮委員 この被害者は全国でどれくらいおると推定されますか。

○豊田説明員 この前、クロロキン中毒被害者の会の会長さんが厚生省へ見えられまして、このクロロキン中毒被害者の会のメンバーは二十五人と

言われております。さらに、会長さんからの御報告によりますと、あと十二名おられて、三十七名

くらいが非常に重症の患者であって、そして、明確に私たちがかりませんですが、会長さん

からのお報告によりますと、三百名から四百名ぐら

いのが非常に重症の患者であるといふことです。

私はただちに、できるだけクロロキンによる被害者の数をつかみたいと思いまして、業界等に一製

造メーカーでございますが、製造メーカー等には

かりまして、早急にその患者数の掌握をはかるよ

うに努力をいたしております。

○小宮委員 クロロキン製剤について、そういう非常に被害者が出てきておるということで、い

まも言われたのですけれども、全国的に大体どれ

くらいの被害者がおるのか、これはやはり厚生省

としても、ぜひ早急に調査をしてもらいたいと思

う。

それから、クロロキン製剤はこういった副作用

があるが、何の病気にきき目があるかということ

を聞いたのですが、これはやはり、この薬を使つて

外に、ほかの薬というものはないのですか。したがつて、製造禁止とか、これはできないのですか。

○豊田説明員 この薬は慢性じん炎ににくといわ

れております。慢性じん炎の薬は、特効薬といいう

のは現在まだ開発されておりませんので、慢性じん炎の場合は、特に長期使用ということがされて

おりますので、その点においての日の障害が起

つてきているのじゃないかと思ひます。

○小宮委員 厚生省からそういうような通達もな

いし、各医師もやはりそりといった注意もしないので、各患者がそれを安心して飲んできただ、そのためめくらがどんどん出てきておるというようになつてきますと、この人たちは、めくらになつてしまふから、どうして今後の生活をするか、いろいろな悩みと不安があるわけですよ。その責任はどうなりますか。責任は、飲んだ本人にあるのか、それとも服用上の注意をしなかつた医者にあら

るのか、それとも厚生省にあるのか、それとも製

造メーカーにあるのか。こういった人たちは、だれにそれを訴えていいのか非常に苦しんでおる。

国と製薬メーカーを相手取つて提訴しようとい

うのか、それとも厚生省にあるのか、それとも製

造メーカーにあるのか。こういった人たちは、だれにそれを訴えていいのか非常に苦しんでおる。

になるのを待つだけなんです。そうすると、この人たちの治療費、これは大体だれが持てばいいのか。この人たちは、目が見えないようになつて、仕事もできない。生活には困つておる。そうかと

いうて、めくらになるのを待つて治療もせずにね

ればいいのかということになると、そもそもいかぬだろうし、いままでの治療費の問題もあるでしょ

う、今後の問題もあるでしょう。それに對して

は、大体だれが責任を持つてくれるのですか。い

まのような責任の所在が非常にむずかしいとい

う問題で、それでは、自分個人でやりなさい、そ

れは、全部個人で負担しなさいといふことです

か。その点いかがですか。

○豊田説明員 厚生省といたしましても、救済対

策につきましては、特に関係当局と現在相談いた

しておるといふことについて考えておきたいと

向きの姿勢で救済対策について考えておきたいと

考えております。

○小宮委員 それでは、そういう責任の所在が

非常に慎重に判断しなければいけないこと、何

ぶん責任問題につきましては、事柄が医療の内容

にわたるものでござりますので、非常にむずかし

い問題であると考えております。

○小宮委員 このクロロキン製剤の製造メーカー

はどこですか。

○小宮委員 現在つくつておりますのは、十四社でござります。

○小宮委員 そのメーカーの名前をひとつ教えてください。

○豊田説明員 岩城製薬、塩野義製薬、住友化

学、科研薬化工、関東医師製薬、小林化工、小野

薬品、中野薬品、日本医薬、バイエル薬品、北陸

製薬、堀田薬品、山之内製薬、吉富製薬、以上で

ござります。

○小宮委員 こういった被害者の方々は、めくら

非常に将来の生活に対する不安を持つているのですね。だから、そういう人たちの生活をどうして保障してやるかという問題について、これは当然生活保護とかいろいろな問題があるでしょうけれども、やはり生活保障について厚生省として責任を持つというような気持ちはおありかどうか、この点もあわせてひとつお聞きしておきた

い。

○豊田説明員 先生の御指摘のような点につきま

しては、薬務局だけでもどうしようもございませんの

んで、社会局、公衆衛生局、関係当局とよく連絡をとりながら遺憾のないようにさしていただきたいと思います。

○小宮委員 それと、やはり生活を維持していく

ということを考えた場合、単なる生活保護とかい

う問題だけではなく、大人たちが目がつぶれ

たら、その後の生活をどうしてやっていくかとい

う問題について、この人たちの中にも、たとえば

あんま、はり、きゅうを習いたいといふ人たちも

非常におるわけです。したがつて、そういうよ

うな問題について、やはりあんま、はり、きゅう

を習ふ期間の、技術を習得する期間の生活保障の

問題、それにその技術を習得するについての費用

の問題、こういうような問題をひとつぜひ考えてほしいという意見も強く出されておりますが、この

の点どうですか。

○豊田説明員 先生の御指摘のような方向でいろ

いろと検討させていただきたいと思います。

○小宮委員 それでは最後の質問にしますけれども、そのあんま、はり、きゅうの技術を習得した

場合に、特にこの人たちの中には、たとえば國立

病院に、これはあんまさん方もいろいろ

いるわけですから、そういう国公立の病院あ

たりにこういうような人たちを優先的に専属とい

うのかおかかえといふのか、そういうよろんな中でや

はり自分たちは生活をやっておきたい、そしてで

きるだけ国のめんどくも、そういうよろんな皆さん

方に迷惑をかけずに、ひとつ自分で自立しておき

たいという非常に意欲に燃えた方々もおられます

ので、そういう人たちに対する対応は、あんまは屬して、この人たちの生活を守つてやるといふことが可能かどうかということについて、もう一つお聞きしたいと思います。

○豊田説明員 私、業務局の担当でございますので、これは担当が医務局だと思いますので、医務局のほうへ先生の御指摘の点を申し上げまして、

検討させていただきたいと思います。

○小宮委員 それでは、最後に要望だけ申し上げておきますが、いま申し上げましたように、この人たちはめぐらになつてしまふということで、本人だけのみならず家族の方々も非常に生活の不安を訴えておるし、さらにそういうような痛ましい、結局新聞、テレビも見えぬし、とにかく帰つても声だけをラジオを聞くとかということで、将来をはかなんで非常に悩んでおる人たちがかなりおるのです。だから、そういうような人たちに對しては、国としてもそういうような窮状を十分に認識されて、あたたかにこの人たちを救済する方法を早急にひとつ講じていただきたいといつことを希望しまして、私の質問を終ります。どうもありがとうございました。

○田中委員長 小宮君の質疑はこれで終了いたしました。

○田中委員長 次に、内閣提出の公害等調整委員会設置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 この公害等調整委員会設置法、この中で先般から問題になつてきておりましたが、いわば基地問題に対する考え方なんですね。と申しますのは、前回すでに申し上げましたとおりでありますけれども、昭和四十五年八月十八日、公害対策に関する意見、こういうようなものも行政監理委員会からも出されております。また、それと

同時に、昭和四十五年四月十五日に、第六十三回国会の衆議院の産業公害対策特別委員会から、「公害紛争処理法案に対する附帯決議」ということで、「本法から所謂基地公害を除外することについては、相當議論の存したところであり、今後本法との関連において既存の防衛施設周辺の整備等に関する法律等をも含め真剣に再検討し、所謂基地公害の防止等の対策に遺憾なきを期すること。」

こういうようにあるのであります。

当然今回、その改正法案として出されたのでありますから、これらの点については十分配慮の上です。これは出されたものである。このように了解しておるのでありますけれども、先般以来の御意見の開陳等によると、何らこれには触れておらない、考えておらない、このようないることであります。しかし、将来の問題といたしましては、島本議員が以前から御指摘になりますように、あるいは防衛施設周辺の整備等といふこの法律の中では、基地公害による、何らこれには触れておらない、考へておらない、このようないことをおっしゃるけれども、当時の附帯決議からして、この基地公害は、これはもう国民的な立場であるのか、それとしないければならないという考え方にして、基地公害は絶対、発したものに対しても国民はがまんするのか。それによる損害、こういうようなものがあつた場合にはそれを補償すれば足りる、あと全部がまんしなさい、こういうような考え方であるのか。紛争処理はその点で対処するのであれば取り上げなかつたのかどうか。これは前回からの決定と合わせて、いよいよ終末に近づいた本法案の結論のためにも重大な意味を持つ問題でありますから、この辺について、私はしかとした御意見を賜わりたい、こう思うわけなのであります。

○砂田政府委員 前回の委員会でも、島本委員からその点の御指摘がございました。基地公害について附帯決議の御趣旨も私ども十分承知をいたしております。また、検討もしてまいつたわけでございます。しかし、現時点におきましては、防衛省は防衛府として、基地にからむ公害紛争の問題、防衛施設等にからむ公害の問題あるいは事業の内容等につきまして

ういうことにつきましては防衛府が全面的に責任を持つ、そういう姿勢を政府としてはとつてゐるわけでございます。そこで、先般防衛府のほうから御答弁がございましたけれども、四十七年度からさうに心を新たにして、個人の被害等についての調査もお進めになるよう伺っておりますが、いまなおこの姿勢をもつて対処していきたい。どこも責任を持たないということではなくて、基地にからむあるいは防衛施設等にからむ紛争については一切防衛府が責任を持つ、そこを明確にして政府の姿勢をきめておるところでございます。

しかし、将来の問題といたしましては、島本議員が以前から御指摘になりますように、あるいは防衛施設周辺の整備等といふこの法律の中では、基

地にからむ各種公害紛争といふものが非常に複雑になつてきて、とてもこの法律の中では政府が責任を持つことができないのだ、そういう見きわめ

が以前になつた場合といふものをもし仮定すると、それが実施中であります。もうすでに実施中であります。もろそでに実施中であります。運用によってだんだん時代の進化等にも間に合

ります。

○島本委員 この法律がてきてから何年になりますでしょうか。これからまた研究しながらいろいろ取り計らつていただきたいというような意味の法律でもあります。もうすでに実施中であります。運用によってだんだん時代の進化等にも間に合います。

○長坂政府委員 以上でございます。

○長坂政府委員 先生お問い合わせの点は二点ござります。一点は、防衛施設周辺の整備等に関する法律その他が一体いつできたのか

どうにもならなくなつたような場合には、もし住民の訴えがあつた場合には、住民に対して、いままで言つた公共の施設並びにそれに準ずるような施設に対してもものはわかりましたが、住民から

の訴えに対してもはどういうふうにしておりましたか。

○長坂政府委員 先生お問い合わせの点は二点ござります。一点は、防衛施設周辺の整備等に関する法律その他が一体いつできたのかどうにお問い合わせと、それから周辺住民、特に騒音関係の事案については、周辺住民からの訴えはどのようにして処理してきたかというお問い合わせでございますが、この基地関係のいわゆる公害と申しますが、いろいろな基地の運用によって生じます障害の防止、あるいは自衛隊の特定の行為によって生ずる損失を補償するといふようなことにつきましては、御案内のような防衛施設周辺の整備等に関する法律を昭和四十一年に制定を見ました。これの運営を一そく充実させていく。この目的は、「関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。」といふ第一條の

七、八年でございますけれども、周辺整備法自身は昭和四十一年に制定されました。それで四十二年、四十四年というふうに改正を見ておられます。それから、第二点の周辺住民の騒音に関する措置、そういうもののにつきましては、いわゆる周辺整備法の第五条の集団移転、その周辺住民から申請がございます場合、その飛行場から少し離れたところに集団的に移転する、その場合の移転の費用、改築の費用といふものを補償することによつて集団移転をはかる、あるいは学習等の教養施設

と、いふやうなもの市町村の補助事業として行なうことによつて、その学習等の便に供する、そういうふうなことをもつてはかつてはきたわけでもござります。

○島本委員 その程度のことは了承してございま
す。私は、はつきりいって、まず防衛庁そのもの
が、航空騒音なり振動なりそれに耐えられない
ような住民がいる場合には、進んでそういうよう
な音がしないようにするのか。その音は絶対であ
るから、逆にそれを感ずる国民のほうをどけさせ
ようとするのか。できるだけがまんせいといらう
か。さつき言つたことばの中で、治外法権的なも
のであるから、これは国民はがまんするのが当然
だという考え方で今後もやつしていくのかどうか。
この基本的な考え方を聞いたのです。
いままで対処していると言つておりますけれど

一番なんですね。そして、それでもどうしてもダメな場合にだけは何とか法によつて手段を講ずる、治外法権的な考え方と措置ではないのだ。この考えが優先しているといふうに受け取りましたが、

○長坂政府委員 先ほど来申し上げてはいるところですが、どういまして、治外法権的といふようなことはがどういう意味であるのかよくわかりませんが、基地内の飛行に關します規制と申しますか、飛行時間の制限とかあるいは消音器の設置といふようなことにつきましても、できるだけのことは隊内としてもやつてまいる。それからなおそのほかの方法として、先ほど來申し上げてはいるよだな周辺住民の方に対する措置を行なつていく、こういうことが具体的なことだと思います。

○島本委員 それならば、自衛隊も國家の機関、

も、対処の方法でまだまだこれから聞いていくこともございますから、いま言つていることはほんの九牛の一毛にすぎないということはいますぐわかるのです。ただその考え方方が、大砲のたまの音がうるさくて寝られなかつたら、国民が困らないほうへ転つてやつて演習するのか、飛行機の音がうるさくてだめだとすれば、その騒音が来ないほうに向かつて飛び立てるのか、それとまた振動がはなはだしいとするならば、振動の来ないような方向を通つて、国民とともにある自衛隊の基地といふような考え方方に立つのですか。これは絶対治外法権なんだから、こっちでやるのは一寸でも曲げられないのだ。それで国民はがまんせい、それでなければ補償してやるぞ、こういう考え方でいなさるのか、どつちなんかといふことなんです。一言でちよつと言つてください。

○野呂政府委員 島本先生がこの前の委員会でも御指摘になり、私どもいろいろ基地におきまする公事問題については根本的にその姿勢を正しながら、御指摘のような治外法権といったような考え方方は毛頭持つておりませんし、またそりであるべきものではないと考えております。したがいまして、御指摘は、防衛庁としての基地におきまする公事に対する政治姿勢はどうか、こういうお尋ねでなかろうかと考えるわけでござりますが、もちろん今日まで、できる限りにおきまして自主的に騒音なり振動を起さないような処置、自主規

変化あるいはまた住民の側の変化と申しますか、そういう基地をめぐる諸問題に対しても、私どもは今後どう対処すべきか、こういう観点に立ちまして、先般申し上げましたとおり、近く、大臣の直

轄の機関といたしまして基地問題のプロジェクトチームを発足させたい、その機関を通して、基地公害を含めて、今後の基地のあり方あるいは基地問題に対処する基本的な問題等も十分調査研究し、これに対して調整をはかつていただきたい、これが私どもの姿勢でございまして、別扱いだとか、基地に対してもわれわれは決して緩慢な姿勢で放置しておるということではないのでありますて、いろいろな変化、また住民のおしきりに対しまして何とか対処していきたい、こういうことで懸命な努力をいたしたい、かように考える次第でござります。

○島本委員 同じ国家の機関であるなら、それならば、その中で裁定を入れても防衛省はどうといふことはないということになりますね。国民党と遊離してしまつたらあめだし、国民党はそれで困るから、どうかその音や場所を裁定してくださいといつたら、それを受けても人畜に被害はないですね。

○野呂政府委員 そういう具体的な問題になつてまいりますと、いま明確にお答えを申し上げてどうかと思いますけれども、これは一般の産業公害その他といたいへん違つておりますから、明確な責任を持つておる政府側として、いろいろそうちつた事態に対処するということは当然だと考えております。

○島本委員 また変わってきたのですよ。その事

ような場合には、凶器といふような観念からして、自分が凶器にやられるといふような、当然そういうような被害者意識というものを持ってゐることになります。それとまた、基地の周辺で私が

聞いたところ、攻撃訓練隊、それから地上演習、それからカノン砲、こういうよろなのが一斉に始まる、振動と騒音のために、とてもがまんができない。しかしながらこの規制はできない。したがつてがまんせざるを得ないのだ。こういうよなことは、全部自衛隊に対しても反感を持つているのです。そんなことをなくしてやらなければならぬから、そういう人の意思をはつきり出してもらつて、この裁定にかけてやつたらいいのじやないか、こういうよなことを具体的に提案しているのですが、それもあだだ、こういふうに言ひなれば、これはどうもしようがないのです。だけれども私は、そこまでいつたらこれでおしまいだ、こう思つたのですが、ある程度あなたたは賛成しながら、そこまでこないから、もう一度原点に立ち返つて聞きますが、この基地公害、それから航空公害、騒音、これは治外法権的でないというふうにあなたたはいま考へておつしやつた。これは一般公害と同じだといふことになるわけなんですね。ですから、基地公害である以上これは治外法権的だ、こういうふうに言うのならば、それはもうしようがない。しようがないというより、これからまたその対処する方法がある。国民から幾ら離れようと、それが第一義なんだから、それに対処する方法がある。しかし、そうでないとするならば、これは一般公害とはつきり区別するのかどうか。区別されないでしよう。区別されないのに、やはりそこだけは神

— 1 —

○島本委員 共存してまいりたいためには住民のほうと遊離してはダメですね。したがつて、住民が困る場合は、自衛隊の基地の中の移動等は当然考えて、住民に困らないようにしてやるのが第一

制をいたしてまいりておりますし、また、それで
もなおかつ生じます障害に対しましては、周辺整
備等に関する法律の定めるところによりまして、
住民のいろいろの御要求等を勘案しながら、でき
るだけの処置を進めてまいりましたけれども、こ
れも十分でないことは御承知のとおりでございま
す。したがいまして、今日、いろいろな世の中の

態に対処するから国民党はがまんせいといふのじゃなくて、もうがまんの限度まできてるところが多いのです。したがつて、もう少し言うと、これが爆発すると、自衛隊が国民の信頼から離れてしまふ。たとえば、私の生まれは北海道ですから、いまこう来てやつてみると、音に対しても、凶器といふような表現が使われているのです。そりうい

聖おかすべからざるものだとしていつたならば、なおさらまた国民との間に差ができるし、みぞができる。こういうようなことになるのです。ですから、もう少し具体的に言うと、治外法権的なものではないという考えに徹しているのだといふならば、これは一般公害と同じだということになる。一般公害と同じならば、一般公害に対しても

は裁定権が及び、それによつて国民は満足感を得るといふことになつてゐるわけです。それでいいのじやないかといふことなんです。いいはずなんです。これはどつちに聞いたつていいのですよ。悪いといふ人——ここに三人おりますが——官僚は黙つていなさい。三人はこれでいいはずなんです。三人でちょっと相談してみてくださいませんか。

○田中委員長 ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、始開委員長代理着席〕

○始開委員長代理 速記を始めます。

○長坂政府委員 島本先生の御質問は、基地公害といふものと一般公害といふものとは同じじやないかという立場からの御質問だったと存じます。が、基地周辺の整備に関する法律等に出ておりまます非常に明確な趣旨は、自衛隊等の行為によつて生ずる障害についても、もはやその原因者がきわめて明確である、だから國が積極的にその障害の防止等につとめ、補償についても十分なことをやれ、こゝいう趣旨で定められてございますので、もう一般公害のような原因者が特定していないといふようなことでなくして、自衛隊なり米軍なりの行為によつて特定されておる、だから國のほう、自衛隊のほうはそれだけ重い責任を負つておるんだ、そういう意味でしっかりとやらなければいかぬ、こゝいう趣旨だといふうに考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 関連質問。いま長坂総務部長から答弁がございました。先ほど来島本委員は、基地公害は治外法権的に考へておるのかどうか、それに対して考へて考へていないといふことなんです。考へて考へて考へ方である、こゝいうように申し上げておる次第でございます。

○田中(武)委員 関連質問。いま長坂総務部長から答弁がございました。先ほど来島本委員は、基地公害は治外法権的に考へておるのかどうか、それに対して考へて考へていないといふことなんです。考へて考へて考へ方である、こゝいうように申し上げておる次第でございます。

○長坂政府委員 繰り返しになりますが、恐縮でございますけれども、原因者が特定しており、その社会的な責任がより重いということで、防衛施設庁、防衛施設局で一生懸命そういう対策、障害防止の事業を行なう、それから補償を行なつていくといふことは、国家賠償法の示すところによつて補償していくとか、そういうことをやつしていく以外にはないといふうに考えております。

○田中(武)委員 防衛施設庁できめるんだといふ考え方、これが治外法権的な考え方なのです。第三者の、いわゆる公的な調整委員会の介在を許さないところの考え方が出でるわけなんです。國家賠償法につきましては、他のものでも全部適用があるわけなんです。そろでしょ。ところがこの委員会から基地公害だけははずすということは、そのことについては防衛施設庁で考へるのだから、ほのかのものの考え方を許さないのだ、あるいは干渉を許さないのだといふ考え方の方である、それはイコール治外法権的な考え方である、こゝいうように申し上げておる次第でございます。違いますか。したがつて、これは一事務官が答弁すべき性格のものではありません。現在のこの法律をどうするかは別として、これは国務大臣に聞くべき性格であらうと思いますが、幸い関係の政務次官、総務副長官が見えておるのであります。おそれらは、ほんの申しわけ的なものであつたがやろと考へた者は、救済を求めるのが、法律がずっとある。その法律によつていわゆる公害基本法できまつてゐる典型七公害、こゝいうふうなもの、またそれが複合したもの、これの公害によって被害を受けた者は救済を求めるのが、そのためには、今まで外局として、ことはは悪いけれども、ほんの申しわけ的なものであつた、八条機関であったようこの機関が、国家行政組織法第三条機関になつた。まして今度は准司法権を持つて検挙機関をちゃんと使用し、これによつての根拠にならない。しかも、原因については

はつきりしておるといつても責任、しかもその中の賠償金額等につきましては、これは全然それに關係ないのでから、何がゆえにこの調整委員会の管轄というか対象から除くということに対し

ては、今までの答弁では私は十分であるとは思

いません。除くということについての根拠に乏しいですよ。

○長坂政府委員 繰り返しになりますが、恐縮でございますけれども、原因者が特定しており、その社会的な責任がより重いということで、防衛施設庁、防衛施設局で一生懸命そういう対策、障害防止の事業を行なう、それから補償を行なつていくといふことは、国家賠償法の示すところによつて補償していくとか、そういうことをやつしていく以外にはないといふうに考えております。

○田中(武)委員 大体わかりましたが、もう一つ今後は詰めておいていただきたい。

それは、やはりいまはつきりした、治外法権的に考へておらない、それからなお、基地周辺法並びに公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、またいわゆる米軍に対する特損法、こゝいうふうなものがあつてそれをやつております。米軍といふとも私どもはこれを別扱いにはしません。ところが、もう自衛隊は軍隊じやない、初めから警察予備隊として出てきたのだ、こゝいうふうな観点からすると、おそらくはもう特權ではないはずであつて、同時にこれは治外法権でもないはずであつて、それによつて國民が著しく被害や圧迫を受けなければならない理由もない。それぞれの関係法

務官が答弁すべき性格のものではありません。現在のこの法律をどうするかは別として、これは国務大臣に聞くべき性格であらうと思いますが、幸い関係の政務次官、総務副長官が見えておるのであります。おそれらは、ほんの申しわけ的なものであつたがやろと考へた者は、救済を求めるのが、法律がずっとある。その法律によつていわゆる公害基本法できまつてゐる典型七公害、こゝいうふうなもの、またそれが複合したもの、これの公害によって被害を受けた者は救済を求めるのが、そのためには、今まで外局として、ことはは悪いけれども、ほんの申しわけ的なものであつた、八条機関であったようこの機関が、国家行政組織法第三条機関になつた。まして今度は准司法権を持つて検挙機関をちゃんと使用し、これによつての根拠にならない。しかも、原因については

はつきりしておるといつても責任、しかもその中の賠償金額等につきましては、これは全然それに關係ないのでから、何がゆえにこの調整委員会の管轄というか対象から除くということに対し

ては、今までの答弁では私は十分であるとは思

いません。除くということについての根拠に乏しいですよ。

○小澤(太)政府委員 私どもの所管をしておりま

す立場から申し上げますならば、自衛隊といふど

もわれわれの規制の対象外ではございません。環

境基準、排出基準、これは厳重に守つてもらわな

ければならない。これはあたかも専売局の工場

が、つまり國のやつております事業体が守らなければならぬのと同じことなんでありまして、決し

てこれが治外法権でもあり得ません。こういう立

場で私ども臨んでおるわけでございます。これは

自衛隊に限ります、アメリカの基地に対しても、これは日本の法権が及んでおりませんから、別途

止の方法でこれを要求する、こういたたまえに

たしておるわけでございます。

○島本委員 大体わかりましたが、もう一つ今後

は詰めておいていただきたい。

それは、やはりいまはつきりした、治外法権的

に考へておらない、それからなお、基地周辺法並

びに公共用飛行場周辺における航空機騒音による

障害の防止等に関する法律、またいわゆる米軍に

対しては特損法、こゝいうふうなものがあつてそ

れぞれやつております。米軍といふとも私どもは

これを別扱いにはしません。ところが、もう自衛隊は軍隊じやない、初めから警察予備隊

として出てきたのだ、こゝいうふうな観点からすると、おそらくはもう特權ではないはずであつて、同時にこれは治外法権でもないはずであつて、それによつて國民が著しく被害や圧迫を受けなければならぬ理由もない。それぞれの関係法

務官が答弁すべき性格のものではありません。現

在のこの法律をどうするかは別として、これは国

務大臣に聞くべき性格であらうと思いますが、幸

いに對して考へていないといふことなんです。

何かといふと、いまあげられました基地周辺等の云々の法律があるといふことです。しかし、それ

らの法律につきましては、ほかにも同じような法

律があるわけです。ところが基地に対してもだけそ

れだといふことは、これは除くといふことについ

ての根拠にならない。しかも、原因については

取り入れようとしているわけです。したがつてそ

うなった場合には、今度もそれぞれの法律がある

のですから、その法律に基づいて行為をしながら

も、被害を受けた者に対してはやはり公害等調整

委員会、この作用が当然及んでも何ら差しつかえ

ないものである、こういうふうになるわけ

です。

それから、それならば今度この権限は自然自衛

隊の基地の中にも及んでかかるべきである、こ

ういうふうに私は理解し、以下次に移りたいと思

いますが、その理解の上に立つて進めてもよろし

い方法でこれを要求する、こういたたまえに

たしておるわけでございます。

○砂田政府委員 先ほど私からも御答弁申し上げ

ましたように、環境庁の政務次官からお答えをい

うござりますが、答弁がなければそのままよろし

いものだとして私は進めます。

○砂田政府委員 先ほど私からも御答弁申し上げ

ましたように、環境庁の政務次官からお答えをい

うござりますが、環境庁との間で、たとえば千歳空港等

の騒音基準等についてもこれを整備をしていくは

ずでござりますから、その場合、千歳空港周辺に

おります自衛隊の飛行機もまたこれを守らなければ

なりませんことは当然のことです。御承知

のように東京、大阪の空港周辺の騒音の基準も出

たしましたように、環境基準といふものは自衛隊を

も紡るものであることは当然であります。御承知

のうござりますが、環境庁では、たとえば千歳空港等

の騒音基準等についてもこれを整備をしていくは

ずでござりますから、その場合、千歳空港周辺に

おります自衛隊の飛行機もまたこれを守らなければ

なりませんことは当然のことです。御承知

のうござりますが、環境庁では、たとえば千歳空港等

の騒音基

て第三者を含めた処理機関としてやつても当然差しつかえないものである。こういわざるを得ません。これは皆さん無理だったら、やはり大臣に聞かざるを得ませんでしようがね。三人寄れば文殊の知恵ではありますまが、ひとつお答え願いたい。

いまの答弁のように、苦情や紛争についての対策が十分に行なわれているとは思わないし、こういうような紛争は今後続出する。したがつて苦情や紛争を解決するには、被害者や当局のほかに、第三者を含めた処理機関は必ず必要だという考え方を立たざるを得ない。そうなった場合、第三者とはだれかということになった場合は、これはもうはつきりしておる。したがつて、この中に基地公害を含めたらよしいということになるじやありませんか。一目瞭然ですよ。これはもう同じことになりますから……。いや、答弁は大臣にさせましよう、これは。

うがいいでしょ。
○砂田政府委員　総理府といたしましては、基地
公害も一般公害と同じように十分な紛争解決の処
理がなされることは当然である、基本的にはさよ
うに考えておるわけござります。ただ、基地公害
をどういうふうに解決をしてまいるか、その方策
といたしましては、先ほども防衛庁のお答えをし
ておりますような、特に四十七年度から新たな心
持ちで取り組むという姿勢等もございますので、
紛争処理法による紛争処理制度に今日すぐに取り
入れていいかどうか、その必要の不可欠であるか
いなかということは、やはりいましばらく防衛施
設周辺整備法の法律の運営の実態、経過等を見た
上で決心をしていきたい、かように考えておるわ
けでございます。

冒頭に私が申し上げました。どうしても防衛庁の持っておりますこの法律で解決が不可能なんであることが明確になりましたときには、また私どものほうに取り入れる時期が来るかもしれないふうに冒頭にお話をいたしましたけれど

ども、いましばらく防衛庁の努力にまちたい、か
ように考えております。(島本委員「待てない」と
呼ぶ)紛争処理法第五十条、あそこにああいうふ
うに書かれましたときの経過から考えましても、
私どもは防衛庁の努力にまちたい、かのように考
えます。

○島本委員 これ以上やつてもだめですよ。も
う別なところで解決してもらひよつて賢明なる委員
長の意旨に即つて、一つ問題ござつておる

ておきたる、こういうように思います。
それでは最後に一つだけ。それは国際紛争を裁定によってやれるかどうか、これを伺いたいと想

います。というのは、捕鯨船団が南氷洋に廃油をまき散らしている。これは、この六月にストックホルムで開かれる国連の人間環境会議に、向こう十年間の捕鯨禁止がそのため提案されようとしている。まさに国益と言はならば——これは廃油をまき散らしていることが世界の一つの指弾を浴びます。

提案されることになった場合にはとんでもない事になる、こういうふうに思うわけであります。

しますけれども、それを終えると今度は母船のほうから鯨の油を積んで帰る。その際に船倉を洗つた廃液をそのまま南太平洋にたれ流している。

いうことのようであります。これはアメリカの海洋学者たちが問題にして取り上げたようであり、すけれども、地球を防衛するという立場で、今月六月にストックホルムで国連の人間環境会議が開催され

かれるようになりますが、そこでこの汚染の原因者は日本だというホテルで日本の捕鯨船団がいまで窮地に立たされたことになつたといふ報道のと

うであります。これは国際的な裁定になります。とんでもないことになるのです。総理が言う國益というのは、こういふよくなことをさせばいいのです。とんでもないことをさせつかの問題となるのです。

です。したがつて、これははたしてどういうふうなことになるのか。日本の法律または条約に基づいて農林省並びに運輸省、こういふような方面に

について十分措置をして——廃油のたれ流し、これはもう國際的に認められた行為なのかどうか。日本としてこれをやることが正当行為であつたのかどうか。いまこれがはつきりした場合には大きい問題になる要素がありますが、この問題について最後にはつきりとしておいてもらいたい。こうい

うそのよろな事業の性質からやむを得ざるものとしてこれを条約上、また国内法上除外しておるのをございまして、幸か不幸か捕鯨をやつておるのは日本及びソ連でありますから、そのようなことをアメリカの人が言つたということになつておるわけでござります。南水洋はだれでも流していくという意味ではございませんから。

○島本委員　あまり時間をとつてこれは申しわけ

ないと思ひますか。環境局です。いまや世界の地球上の保全のためにこれをやつてゐる、その環境局ですよ。少なくとも、この問題に對して海上保安庁ではいまちょうどあなたと同じような見解を

とつておるようです。これは日本も国際条約に加盟しているから、捕鯨船団からの油の排出、これは条約でも例外として許しているので違法といえないのだ。しかし今後は何か対策が必要だ。しかし今後は対策が必要ということだけ一步出ているようですけれども、のままにしておいて環境庁

これでいいということにはならないと思つたがつて、今後は排出しないようにして、廃油を出したという理由によつて捕鯨を禁止されるといふことは、これなどおかしいはずですから、地

球を保全して、地球を防衛していく。それでもやられたと いうならば、これは理不尽ということになるが、そうでないからこれを理由に使われるとい

うことになるんです。環境庁はこれを是認してはいけないと思うのです。いかがですか。

ありまして、これは是非の批判は別であるということを申しております。これは捕鯨ということ、そのことが基本的な問題であります。もちろん油

を流すのはいいとは思いませんが、問題の重点はそこにあるのであります。したがつてそれが解決すればこの問題もあはずから解決する問題ではございまさうが、浦原が認められておる現在におきま

ましてはやむを得ざる措置として、条約上並びに
国内法上これが認められておるというのであつ
て、そのことがいいからこれをいつまでも続ける

という考え方ではないません。先ほど申しましたように、これに対する批判は十分に考えていいかなればならぬ。こういうことでございます。捕鯨船といえども何らかの措置によって、捕鯨を継続しておりますが、油を流さない、というような措置もでき得るはずでございますから、そういうようなことに対しても前向きにわれわれは考えていかなければならぬというのが環境庁の立場でござりますので、どうぞ御理解いただきたいと思いま

○田中委員長 この件について何か海上保安庁から御意見があるようだつたが、いですか。
○須賀政府委員 よろしくうございます。
○島本委員 最後に一つ。これは少し欲りますが、本法案によつて今度これが設置されて運営される場合には、いかなる裁定も受理しなければならないということが基本なのに、これを受理しないといふことがあり得るようですが、どういう場合に受理しないのか。また地方の審査会も中央と同じように三条機関的にこれも運営して、まあ三条機関の権限を付与してやつたほうが早いんじやないかと思われますが、これに対する見解、並びに行政不服訴訟についてこれは提起できない、こういふことになつておりますが、その理由、この三點をまとめてひとつお伺いたします。

○砂田政府委員 第一点の先生の御指摘の点は、いかなる裁定申請も受理をするといふことが原則でございます。ただ例外的に申しますが、受理しない場合があるといふことは、先般も小澤委員長がお答えをいたしたかと思ひますが、たとえ被害者のために、それを受理することが出来ますと、この間もお話し申出ましたが、僻地、離島等で豚を銃つて、僻地のことありますから一軒だけうちがその近くにあって、悪真なり騒音なりに悩まされておる。そういう方が、今度改正されます委員会に持ち込まれて申請をされたといつますと、必ずしも、その出でく

る答が責任裁定等の場合は損害賠償の金額といふものがそろ大きなものではない、ところがやはり中央に一つある委員会でありますから、何度もその申請者の方、被害者は足を運ばなければならぬ、そりつたぶらなことも考えられるものでありますから、例外的に受理できない場合もあるとしておるわけでございますが、原則的にはすべての申請を受理するというふうに私どもは考えております。

第二点の地方審査会の三条機関の問題でござりますけれども、島本委員も御承知のように、地方の審査会もだんだん充実されてまいつております。ただ現在のところは審査会制度あるいは名簿方式、こういうこともまだ知事の判断にゆだねておるような状態でございまして、名簿方式といふことになりますと、一年おきに委員さんもおかわりになるといふふうな事態もござります、そういうふうなことで、準司法的な仕事でありますところの裁定の問題につきましては、いまなお地方の審査会に、こういう権限を持つていただくといふことは時期尚早ではないか、各県のばらつき等が出てくるおそれもいまの段階では残念ながらまだ考へられることでございます。まず中央の委員会から裁判制度という重要な仕事をやっていく、こういうふうに考えたわけでござります。

行政不服審査をはずしておりますことにつきましては、きわめて法律的な問題でありますから、御承知のとおり非常に厳密な合議機関でございまして、そこで十分慎重に審議をして、その上で最後に結論を出すのでござりますから、これは申されるわけでござりますが、公害等調整委員会は、御承知のとおり非常に厳密な合議機関でございまして、そこで十分慎重に審議をして、その上で最も要のない処分だろう、そういうふうに思われます。事実、一度腰だめ的にやつて、そして何かもう一歩この点がおかしいからやり直してくれと言つて、ああそうかと言つてまた簡単にやり直す。事実、一度腰だめ的にやつて、そして何かもう一歩この点がおかしいからやり直してくれと認めておりません。その機関自身の考え方によると訂正といふことは認めておりません。そこで、この公害等調整委員会についてもそれは認めないと、いう趣旨でござります。

○田中委員長 島本君の質疑はこれで終了いたしました。
○田中委員長 速記を起こして。
○島本委員 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

して、下のほうがやつたあれは間違いだつたから取り消してくれ、そういう趣旨の不服の申し立てでございます。この二色あるわけでござりますが、そのうちあとのほうの上級監督厅に対する不服の申し立てというのは、この公害等調整委員会の裁定については上級監督厅といふものがない全くの独立の機関でござりますから、いまの審査の請求という趣旨の、その類型の不服の申し立ての必要がないことは、これは当然だらうと思います。それで残る問題は最初の異議の申し立てつまりやつた行政厅へもう一ぺん考え方をして、ついでございまして、そういうやり直しの請求の趣旨の不服の申し立てをする余地があるかどうかということです。ざいますけれども、一般的には——これは例外もござりますけれども、一般的にはこの異議の申し立てといふのは、たとえば大量処分などで比較的多い、つまり再度の考案審査によってそれたふうなことで、準司法的な仕事でありますところの裁定の問題につきましては、いまなお地方の審査会に、こういう権限を持つていただくといふことは時期尚早ではないか、各県のばらつき等が出てくるおそれもいまの段階では残念ながらまだ考へられることでござります。まず中央の委員会から裁判制度といふ重要な仕事をやっていく、こういうふうに考えたわけでござります。

○小澤(文)政府委員 行政不服審査法による不服の申し立てをすることができないといふのがこの法案の内容でございますが、この行政不服審査法による不服と申しますと、その法律によりますと澤委員長からお答えをいたしたいと思います。異議の申し立てという類型と審査の請求という類型の二つございまして、異議の申し立てのほうは、当該行為をした行政庁自身に對する、もう一度考へ直してくれといふ趣旨の不服の申し立てでござります。それから審査の請求といふのは、その行政行為をした行政庁の上級監督厅に對する

昭和四十七年四月十八日印刷

昭和四十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B